

楽しく学ぼう!“あわっ子”消費者教育

未来を創る自立した消費者になるために

— 中学校技術・家庭(家庭分野)編 —



楽しく学ぼう！"あわっ子"消費者教育

未来を創る自立した消費者になるために

目次

1 金銭の管理と購入

(1) 購入方法の特徴

さまざまな購入方法から選ぼう1

(2) 支払い方法の特徴

生活の中の支払い方法について学ぼう5

(3) 計画的な金銭管理の必要性

生活にかかるお金について知ろう9

計画的なお金の管理方法を学ぼう13

(4) 売買契約の仕組み

契約について学ぼう 117

契約について学ぼう 219

(5) 消費者被害の背景とその対応

ワンクリック詐欺・架空請求編23

インターネット通信販売編27

(6) 物資・サービスの選択に必要な情報の収集・整理

を購入しよう31

広告を分析しよう35

2 消費者の権利と責任

(1) 消費者の基本的な権利と責任

私たちの「権利」と「責任」39

(2) 自分や家族の消費生活が環境や社会に及ぼす影響

食品ロス削減のためにできることを考えよう43

エシカル消費を考えよう47

〈巻末資料〉

未来を創る自立した消費者になろう



自分や家族の消費生活が環境や社会に及ぼす影響を考えよう

☆☆☆☆☆

これからできる取組

[]



商品を購入しよう

☆☆☆☆☆

商品を選択する際は

[]

を考慮することが必要だ

消費者被害の背景とその対応について学ぼう

☆☆☆☆☆

消費者被害にあわないために

[]

を知っておくことが必要だ

消費者の「権利」と「責任」を考えよう

☆☆☆☆☆

「1人の消費者」としてできること

[]

契約について学ぼう

☆☆☆☆☆

契約する前には

[]

がわかった

生活にかかるお金や計画的なお金の管理方法を学ぼう

☆☆☆☆☆

計画的にお金を使い、管理するためには

[]

が必要だ



生活の中の支払い方法について学ぼう

☆☆☆☆☆

生活の中で使われるカードの仕組みについて

[]

がわかった



みんな消費者



さまざまな購入方法から選ぼう

☆☆☆☆☆

商品を購入する場合には

[]

が大切だ



あなたはどのような消費者になりたいか書いておこう！

[]

※学習の流れを確認しよう
学習したら、☆の数を塗り、自分の言葉でまとめよう！

4 身近な購入方法の特徴や利点と問題点を考え、まとめてみよう。

話し合って考えたことを記入しよう。

購入方法	購入場所・方法 2の内容から抜きだそう	利 点	問題点
 店舗販売			
 通信販売			

5 これから次のものを購入するときに、どこで買いたいと思いますか。買いたいと思う場所・方法とその理由を考えよう。

考えて記入しよう

商品	場所・方法	理 由
本		
衣服		
自転車		

《学習の振り返り》

- ・生活の中で、さまざまな購入方法の特徴について理解できた。
(◎よくわかった ・ ○わかった ・ △まあまあ ・ ×わからなかった)
- ・さまざまな購入方法について利点や問題点を考えることができた。
(◎よく考えた ・ ○考えた ・ △まあまあ ・ ×わからなかった)
- ・購入方法の特徴を理解して適切な方法を選ぶことの大切さがわかった。
(◎よくわかった ・ ○わかった ・ △まあまあ ・ ×わからなかった)

年 組 番 氏名

■関連資料 さまざまな購入方法から選ぼう

店舗販売と無店舗販売

商品の販売方法は時代により大きく変化しています。販売方法は、大きく店舗販売と無店舗販売の2つに分けられます。

〈店舗販売と無店舗販売の特徴〉

店 舗 販 売	無 店 舗 販 売
商店やスーパーなど店舗で商品の現物を販売すること。 例) 商店、百貨店、スーパー、コンビニエンスストア、ドラッグストア、専門店、家電大型専門店、産地直売所 など	店舗の外や店舗を持たずに商品を販売すること。 例) 通信販売 (カタログ、雑誌、テレビ、インターネット、産地直送)、自動販売機販売、移動販売、街頭販売、宅配、仕出、訪問販売など

通信販売の特徴

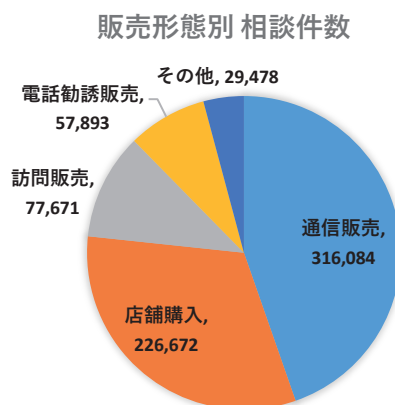
最近では、無店舗販売の1つである通信販売を利用する人が増えてきました。通信販売は店舗販売と比べるとどのような特徴があるのでしょうか。

	店 舗 販 売	通 信 販 売
利 点	<ul style="list-style-type: none"> 商品を見て買える 使い勝手などを確認できる 使用方法や組み立て方、手入れの方法などを店頭で確認することができる お店の人に質問したり、アドバイスをもらったりできる 	<ul style="list-style-type: none"> 家で買物ができる お店に行かなくてもいいので、時間や交通費の節約になる お店より安い場合がある インターネット通販では、手軽にほかの店と比較したり、評判を調べたりできる
問 題 点	<ul style="list-style-type: none"> お店に行く時間や交通費が必要である 他のお店と比較する場合は、時間が必要である お店の人に勧められると、断りにくい場合がある 	<ul style="list-style-type: none"> 商品を見て確認できない 使い勝手などを確認できない 商品が届いて試すと返品できない場合も多い お金を払っても商品が届かないトラブルもある

■販売形態と消費者トラブル

販売形態別に消費者相談の件数をみると、2017年度には通信販売が最も多く約31.6万件、第2位が店舗購入で約22.7万件、第3位が訪問販売で約7.8万件、第4位が電話勧誘販売で約5.8万件でした。中でもインターネット通販についての相談は、年々増加しています。店舗外販売は、店舗購入の何倍もトラブルが発生しています。

※全国消費生活情報ネットワークシステムでは、販売購入形態を店舗購入と店舗外販売で分類しています。
 店舗外販売・・・訪問販売、通信販売、電話勧誘販売等



全国消費生活情報ネットワークシステム (PIO-NET2017) に登録されたデータより

■インターネット通販の注意点

最近では、インターネットを使ってショッピングするインターネット通販が人気です。お店に行かなくても商品の購入ができるため、利用者が増加しています。さらに、スマートフォンの普及によって、より身近になり、いつでもどこでも申し込めて便利となる反面、トラブルも発生しています。

インターネット通販では、「うまい話にはのらない」「操作ミスをしない」「情報はすべて読む」「証拠を残す」などの注意が必要です。

〈インターネット通販でみられる相談内容〉

- インターネット通販でスマートフォンケースを申し込み、代金を支払ったが商品が送られてこない。連絡をしても対応がない。返金してほしい。
- フリマアプリでブランドのバッグを購入したが明らかに偽物とわかった。苦情をメールで伝えたが返答がない。
- スマートフォンから酵素食品を格安で購入したら、2回目が届き定期購入だとわかった。返品したい。

〈インターネット通販で失敗しないためのポイント〉

①通販サイトの安全性を確認する

サイトの URL : http のあとに“s”があれば、通信の暗号化対策がされている。
鍵マーク : 認証機関により、サイト運営組織が実在していることを証明している。
ブラウザのアドレスバーが緑色になって企業名が表示されていれば、より安全。

②相手先及び商品やサービス内容、支払い方法等を必ず確認する

会社名、所在地、電話番号、価格、サイズ、代金の支払い方法、送料の負担、商品の引き渡し方法、返品の可否や条件、解約手数料 など

③個人情報の入力には慎重に行い、最小限にする

④事業者団体のマークを確認するとともに 会社情報を細かくチェックする



【プライバシーマーク】



【ジャドママーク】

■トラブルに巻き込まれやすい販売形態

無店舗販売には、トラブルに巻き込まれやすいものもあるので注意しましょう。

キャッチセールス : 駅や繁華街などの路上で「アンケートに答えるとエステの無料体験ができます」「芸能人・モデルに興味はありますか」などと声をかけ、営業所等に連れていき、言葉巧みに高額な商品を勧めたりローンを組みせたりします。

アポイントメントセールス : 電話やはがきなどで「あなたが当選しました」「あなたがモニターに選ばれました」などと呼び出し、高額な商品を勧めたりローンを組みせたりします。

マルチ商法 : 「商品を売って会員を増やせば、マージン(もうけ)がもらえる」「楽に稼げる」などと誘い、販売組織に入会させたり、ローンを組みせたりします。

1 金銭の管理と購入

(2) 支払い方法の特徴 生活の中の支払い方法について学ぼう

めあて

1 生活の中で、商品を購入する時の支払い方法は、さまざまなものがあります。以下の特徴に当てはまるものは何ですか。

資料を参考にしながら当てはまる支払いの種類を記入しよう。

① 金融機関で預金口座をつくりカードを作成。口座に現金が不足すると支払えない。

答え

② だれでも利用可能。他人に譲ったり貸したりできる。

答え

③ 手渡しで受け取ったり、金融機関の預金口座から引き出したりする。

答え

④ 事前に代金を支払って購入し、残高がゼロになるまで繰り返し使用できる。

答え

⑤ カード名義人のみ利用でき、他人に譲ったり貸したりできない。

答え

⑥ 商品・サービスを先に受け取り、支払日に代金が口座から引き落とされる。

答え

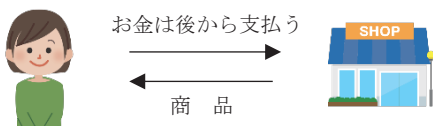
⑦ 18歳以上で審査を通らないと持てない。

答え

〈さまざまな支払いの種類〉クレジットカード、現金、デビットカード、プリペイドカード、電子マネー

2 クレジットのしくみについてまとめてみよう。

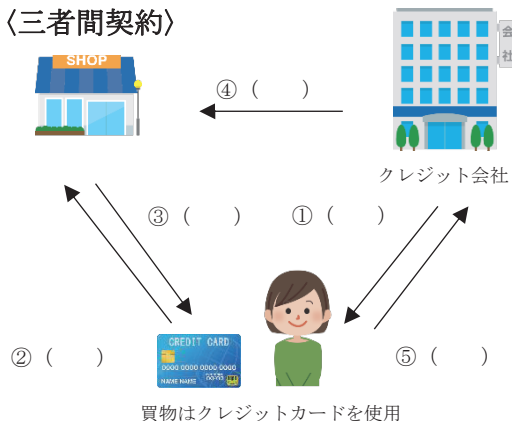
〈二者間契約〉



【二者間契約のポイント】 どちらかに○

購入するところと、支払うところは
同じ ・ 違う

〈三者間契約〉



【三者間契約のポイント】 どちらかに○

購入するところと、支払うところは
同じ ・ 違う

①～⑤にア～オを入れよう

- | | | | |
|---|------------|---|---------|
| ア | クレジットカード提示 | イ | 代金後払い |
| ウ | 商品引き渡し | エ | 代金立替え払い |
| オ | クレジットカード発行 | | |

3 18歳以上になったら、どのような支払い場面でクレジットカードを使いたくなるとおもいますか。 自分の考えを書こう



4 クレジットカードを使用した消費者相談事例から安全に使う方法を考えよう。
よくある消費相談事例

- クレジットカードを使いすぎて支払えなくなった
- クレジットカードを紛失してしまった
- 友達にカードを貸したら利用されてしまった
- クレジットで買った商品が届かない

(1) 次の人に、あなたはどのようにアドバイスしますか。 話し合ってみよう

①旅行に行つて、食事やショッピングにクレジットカードを使いすぎてしまった。来月、次の給料が入つたとしても、利用金額が銀行口座から引き落とせないかも知れない。	⇨ ⇦	①
②親友から、クレジットカードを貸してほしいと頼まれ迷っている。きちんと返して、お金を支払うと言ってくれているので、貸そうと思うけどどう思う？	⇨ ⇦	②

(2) クレジットカードとうまく関わるために、気を付けようと思うことは何ですか。

自分の考えを書こう






《学習の振り返り》

- ・支払い方法の特徴について理解できた。
(◎よくわかつた ・ ○わかつた ・ △まあまあ ・ ×わからなかつた)
- ・クレジットカードの仕組みや機能がわかつた。
(◎よくわかつた ・ ○わかつた ・ △まあまあ ・ ×わからなかつた)
- ・支払い方法に興味・関心を持って学習に取り組むことができた。
(◎大いに取り組めた ・ ○取り組めた ・ △どちらともいえない ・ ×取り組めなかつた)

年 組 番 氏名

関連資料

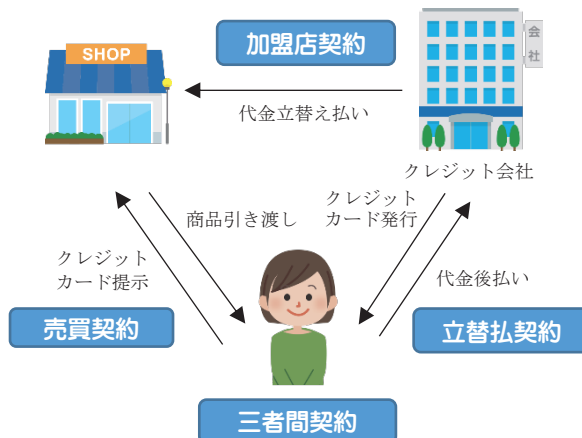
■生活の中で利用できる支払い手段の特徴

支払い時期	種類	特徴
前払い	プリペイドカード 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に代金を支払って購入する ・残高がゼロになるまで繰り返し使用できる ・カードの金額が不足した場合は、新たなカードや現金で支払う ・誰でも利用可能、他人に譲ったり貸したりできる
	電子マネー 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に代金を支払って、チャージをする ・残高がゼロになるまで繰り返し使用できる ・チャージした金額が不足した際は、現金で支払う ・カードにより他人に譲ったり貸したりできる
即時払い	現金 	<ul style="list-style-type: none"> ・直接その場で受け渡しをする ・金融機関の預金口座から引き出す ・誰でも利用可能、他人に譲ったり貸したりできる
	デビットカード 	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関に預金口座をつくりカードを作成する ・口座の現金が不足すると支払いができない ・ネットショッピングの際は、先に支払いを行う ・他人に譲ったり貸したりできない ・口座の名義人のみ利用できる
後払い	クレジットカード 	<ul style="list-style-type: none"> ・クレジット会社に申込みを行い、審査を受ける ・商品・サービスを先に受け取り、支払い日に代金が口座から引き落とされる ・18歳以上でないと持てない ・カード名義人のみ利用でき、他人に譲ったり貸したりできない

■クレジットとは

クレジットとは、商品等の代金を後から支払うしくみで、契約方法は2つあります。
二者間契約：消費者が商品等を購入した販売店との間で、代金後払いでの商品等の受け渡しに関する契約(売買契約)を結びます。

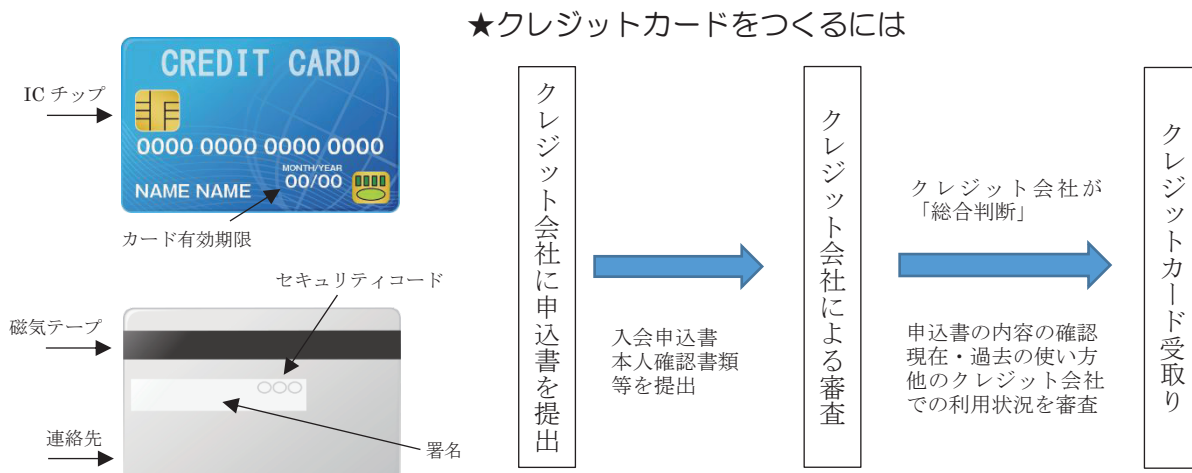
三者間契約：消費者と販売店の間にクレジット会社が入ります。消費者が販売店で購入した商品等の代金は、クレジット会社が立て替えて販売店に支払い、後日、消費者がクレジット会社に支払います。三者間の間で、それぞれ契約が結ばれます。



二者間契約、三者間契約は、消費者個人の「信用」に基づく契約です。
 三者間契約は、購入をしたところと代金を支払うところが違います。



■クレジットカードのしくみ



クレジットカードのミニ知識

☆発行枚数 2億7,827万枚(国民一人あたり2.7枚保有) ※平成30年3月末現在

■クレジットの利点・問題点

生活の中でうまくクレジットを使うには、利点や問題点を理解することが必要です。

【利点】

- 後払いで商品を購入することができる
- 高額な商品を分割払いで購入できる
- 現金を持ち歩かなくてもすむ
- 通信販売や海外での支払いに便利である
- ポイントが貯まることが多い
- カードで買った商品に事故があれば補償を受けられることがある

【問題点】

- 必要でないものまで買いすぎることもある
- 不正利用や盗難によりトラブルに巻き込まれる可能性があり、管理が重要である
- カードの有効期限が切れると支払いが正常に行われなくなる
- 支払いに手数料を取られる場合がある

■クレジットカードによる問題（消費生活センターの相談事例から）

こんな場合どうなる？

オンラインゲームで課金をするために、親のクレジットカードを使ってもいいのか？

消費生活センターからのアドバイス

→発行されたクレジットカードを利用できるのは、クレジット会社の審査を受けた「会員」だけです。家族や友人など、どんなに親しい間柄でも、ほかの人に貸したり、ほかの人から借りたりすることはできません。未成年者が親のクレジットカードを無断で使った場合、親がクレジットカードの管理責任を問われる場合もあります。



1 金銭の管理と購入

(3) 計画的な金銭管理の必要性

生活にかかるお金について知ろう

めあて

1 お金のよい使い方、よくない使い方とは、どのようなことだと思いますか？

考えて記入しよう

よい使い方

自分で考えたこと	クラスの人意見や資料を読んで学んだこと

よくない使い方

自分で考えたこと	クラスの人意見や資料を読んで学んだこと

2 計画的な金銭管理のポイントとなる言葉を資料から確認しよう。

当てはまる言葉を記入しよう

(1) お金の使い方を考えるときに忘れてはいけない言葉を5文字で入れよう。

お金とは ものです。

(2) お金を分けて整理するための、使い道に応じた分類…

<input type="text"/>	<input type="text"/>
----------------------	----------------------

(3) 生活のために欠かせないものに使う費用…

<input type="text"/>	<input type="text"/>
----------------------	----------------------

的支出

(4) 使うかどうかを選べるものに使う費用……

<input type="text"/>	<input type="text"/>
----------------------	----------------------

的支出

3 中学生のいる家庭生活には、次の a~t のような生活費がかかっています。

資料も参考にしながら、それぞれを(1)~(3)に分類してみましょう。

相談しながら、自分の生活にあてはまる記号を書こう

(1) 必ず毎月の支出があるため、毎月の収入の範囲内に収める必要があるもの。

(2) 必要なときに購入できるよう、予定してお金を用意しておく必要があるもの。

(3) 生活費が足りない場合には、支出を減らしたりやめたりする必要があるもの。

<p>a. 主食・副食費 米・パン・麺類、 おかず、調味料など</p> 	<p>b. お菓子・ジュース</p> 	<p>c. 外食</p> 	<p>d. 住居費 家賃(住宅ローン)</p> 	<p>e. 家財道具 家具・寝具・家電</p> 
<p>f. インテリア・園芸 置物、小物入れ、 花、苗など</p> 	<p>g. 食器・調理道具</p> 	<p>h. 日用消耗品 ティッシュ、ゴミ袋、 石けん、洗剤など</p> 	<p>i. 電気・ガス・水道</p> 	<p>j. 平日用の服 制服・体操服、靴、 下着、パジャマなど</p> 
<p>k. 休日用の衣服</p> 	<p>l. 医療費 病院・薬代・ めがねなど</p> 	<p>m. 交通費 電車・汽车・バス代</p> 	<p>n. 自動車関連 車両代、整備関連費、 自動車保険</p> 	<p>o. 通信費 スマホ代、ネット接続、NHK 視聴料、送料など</p> 
<p>p. 学校教育費 学納金、文房具など</p> 	<p>q. 補助学習費 参考書、塾、 習い事など</p> 	<p>r. 教養費 書籍、新聞代など</p> 	<p>s. 娯楽・交際費 映画、DVDレンタル、旅行、 食事会、プレゼントなど</p> 	<p>t. その他雑費 散髪代、ペット関連、 化粧品、たばこ代など</p> 

《学習の振り返り》

- ・お金のよい使い方について考えることができた。
(考えることができた ・ まあまあ考えた ・ あまりできなかった ・ できなかった)
- ・生活には、さまざまなお金がかかっていることがわかった。
(よくわかった ・ わかった ・ まあまあ ・ わからなかった)
- ・生活に必ず必要な支出と、そうでない支出があることがわかった。
(よくわかった ・ わかった ・ まあまあ ・ わからなかった)
- ・学習した感想 (はじめて学んだことや、もっと知りたかったことなど)。

年 組 番 氏名

関連資料 生活にかかるお金について知ろう

■計画的な金銭管理とは～消費生活の一番の基本～

計画的な金銭管理とは、お金を使う内容や時期などをあらかじめ考えたり、何にどれくらい使ったのかを確かめたりしながら、かぎりある金銭を自分の生活のためにやり繰りすることです。

お金の管理は、収入以上に支出しないというのが大原則です。お金は使ってしまった後ではどうすることもできないため、有効に使うためには、前もって考えることが大切です。将来にわたって、支出が収入の中に収まり、自分の目標に合った使い方ができるよう先を見越しながら考えましょう。

■主体的な消費生活のために

現代の社会では、生活のために必要なさまざまな商品を、お金の支払いを通じて手に入れて使っています。このことを**消費生活**といいます。使う物を自分で作る自給自足の生活とは違い、お金は現代の消費生活には欠かせないものです。同時に、お金を通じて色々なものを手にすることもできます。

収入の中で出費していたとしても、計画がないと生活がお金に振り回されがちです。自分のお金の使い方に自信が持てず、何にどれくらい支出できるのかが分からないと、毎日の生活を不安な気持ちで過ごすことにもなります。

主体的・計画的にお金を使えるようになることは、自立した生活の第一歩です。さまざまな価値観があるなかで自分の考えを明らかにし、何に、いくら、いつ使うかを主体的に判断できるようになりましょう。



■お金を分けて考える

お金は、使う内容や目的によって分けて考えることが上手な管理のポイントです。

費目に分ける

家の中の物を整理整頓するのに「文房具」「薬」など、種類ごとに分けて引き出しにしまうように、お金の管理でも使い道によって分けて整理するのが管理の第一歩です。使い道に応じた分類のことを**費目**（費用の名目）といいます。例えば、食べるために使う費用は「食費」、住まいのための費用は「住居費」です。



必需的なもの、選択的なものに分ける

家庭での生活費は、大きく2種類に分けられます。

必需的支出：生活のために欠かせないものに使う費用

選択的支出：使うかどうかを選べるものに使う費用

必要な物（ニーズ）と、欲しいもの（ウォンツ）とも言います。

例えば、食費、住居費、光熱費、衣服費などは生活のために欠かせませんが、娯楽・交際費、教養費などは、必ず必要とはいえません。また、食費の中でも、主食やおかずは必要ですが、お菓子やジュースはどうでしょうか。このように同じ費目の中に、必需的支出と選択的支出とが混じっていることもあります。

また、スマートフォンやインターネット接続などの通信費を必需品だと思う人が多いかも知れませんが、近年に普及したものです。自動車も地方暮らしだと必需品ですが、交通手段の豊富な場所に住む場合には贅沢品と捉えられる場合もあります。

自分にとっての必需品は何かを考え、予算を立てるときは必需品から考えます。



支出の頻度で分けて考える

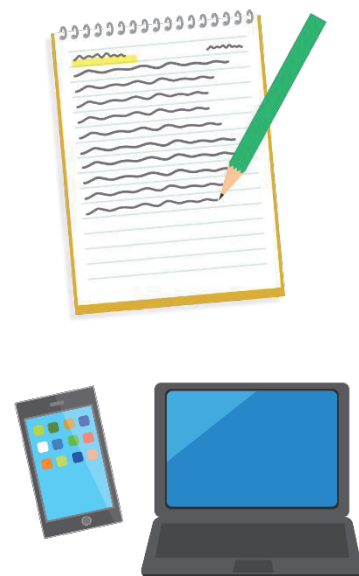
毎月必ず出費があるものと、年に数回か、それ以下しか出費がないものなど、費目によって支出する回数は異なります。食費や光熱費は、毎月必ず出費がありますが、衣服費は年に数回か、それ以下の出費ですみます。

必ず毎月の支出があるものは、毎月の収入の中に収めなければなりません。支出の回数が少ないものは、必要なときに買うことができるようお金を用意しておかなければなりません。

■計画と予算

計画するとは、ある事を行うために、あらかじめ方法や順序などを考えることです。計画する際には、考えた内容を紙に書くことが必要です。いくらりっぱな計画を持っていても、頭の中にあるだけでは具体的にはならず、そのうちに忘れてしまいます。また、家族の協力が必要なことが多いため、相談するとき紙に書かれた計画があるとおたがいに理解しやすくなります。

収支の計画のことを**予算**といいます。予算は1週間や1か月といった短い期間ではなく、半年や1年といった長い期間で考えます。記録に残しておくことが大切です。



1 金銭の管理と購入

(3) 計画的な金銭管理の必要性

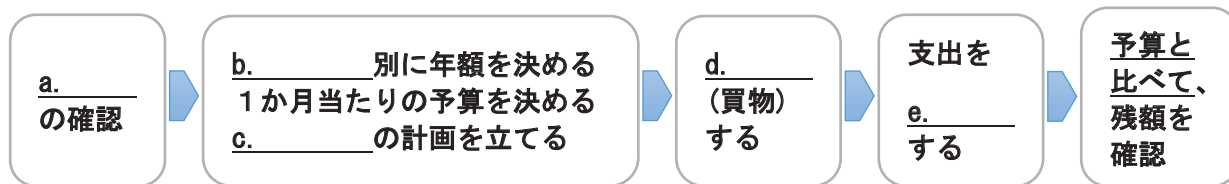
計画的なお金の管理方法を学ぼう

めあて

1 お金を管理する手順を確認しよう

次の a. ~ e. に入る言葉は何ですか。 [] から選んで入れよう。

[買物・支出・費目・記録・収入]



2 支出の記録方法を確認しよう

支出したときには、必ずレシートをもらい、家計簿（こづかい帳）に記入します。記入するときには、内容や目的に応じた費目に分けます。

(1) 右のレシートを下の家計簿に記入すると、①の費目は何になりますか。また②～⑧の費目を [] から選んで記入しよう。

[日用品費、光熱・水道費、衣服費、交通費、通信費、教育費]

(2) 1か月の支出を費目別に確認・合計し、⑨～⑭に記入しよう。

スーパーとくしま	
鳴門店 TEL 088-888-8888	
領収証	
2020年6月1日	
キャベツ	200
もやし	30
さつまいも	285
バナナ	289
豆腐	130
卵	200
ソーセージ	350
豚ロース肉	600
鮭切身	650
食パン	180
コーヒー豆	498
牛乳	188
ヨーグルト	150
チーズ	250
合計	¥4000
(内消費税)	¥296
お預かり	¥5000
お釣り	¥1000

家計簿の記帳

No.	日付	費目	内容	金額
1	6月1日	①	スパー-とくしまで食料品	4,000
2	"	②	台所洗剤、ふきん	1,400
3	6月5日	③	問題集	1,000
4	"	④	文房具	300
5	"	⑤	電車代	400
6	6月9日	⑥	靴と靴下	3,800
7	6月11日	⑦	電気・ガス代	7,500
8	"	食費	スーパーとくしま	4,500
9	6月15日	食費	家族と外食	3,500
10	"	⑧	スマホ通信料	12,000
11	6月20日	食費	スーパーなると	4,500
12	6月25日	食費	スーパーとくしま	7,000

月間支出の集計

1ヶ月の支出	予算	実際
食費	25,000	23,500
日用品費	1,500	⑨
光熱・水道費	8,000	⑩
衣服費	3,000	⑪
交通費	1,000	⑫
通信費	10,000	⑬
教育費	1,500	⑭
合計	50,000	49,900

3 これから1年間の、休日に着る衣類・靴の予算と買物計画を立ててみよう。

(1) 自分が「こうしたい」と思う1年間の方針を考えよう。例えば・・・

「大人っぽい服を着てみたい」「昨年までの洋服が小さくなったので、新しい洋服を買いたい」

「まだ背が伸びるかも知れないから、安い物で十分」「服にはお金を掛けない」 など。

(2) 1年間の総額でいくらの予算になりますか。 金額を考えて記入しよう。

4 季節毎にいくらくらいで、何を買いたいですか。 計画を考えて記入しよう。

※衣類は、1か月よりも季節毎に予算を立てるのがやりやすい方法です。

<p>(1) これから1年間の方針 自分の考えを記入しよう</p>		
<p>(2) 予算は1年間で _____ 円です。(1か月あたり _____ 円)</p>		
春・秋物	夏物	冬物
合計 _____ 円くらい (内訳)	合計 _____ 円くらい (内訳)	合計 _____ 円くらい (内訳)

《学習の振り返り》

- ・ 計画的な金銭管理の必要性について理解できた。
(理解できた ・ まあまあ理解した ・ あまりできなかった ・ できなかった)
- ・ 予算を立てる方法がわかった。
(わかった ・ まあまあわかった ・ あまりわからなかった ・ わからなかった)
- ・ これからも予算や計画を立てて自分のお金を管理する。
(できる ・ まあまあできる ・ あまりできない ・ できない)
- ・ 学習した感想 (はじめて学んだことや、もっと知りたかったことなど)。

年 組 番 氏名

関連資料 計画的なお金の管理方法を知ろう

■お金を管理する手順

- ① 1年間分を合計した収入（使える金額）を確認する。
- ② 費目別に年額を決める。1か月あたりの予算を出し、買物の計画を立てる。
- ③ 予算内で支出する。
- ④ 支出を記録する。
- ⑤ 予算と比べて、残額を確認する。

① 1年間の総収入を確認する

計画を立てるためには、まず収入（使える金額）を確認する必要があります。1年間の支出は、この金額に収める必要があります。

- 月々決まった額のこづかいなど、定期収入がある→1年分の額を合計します。
- 不定期に入りそうな収入がある→1年間でどれくらいになりそうかを考えて合計額を出します。不定期な収入は、昨年1年間の収入を参考にしながら、少な目に見積もるとよいでしょう。

お家の人からこづかいをもらう場合は、「何に使ってよいのか、何の代金が含まれているのか」を確認しましょう。雑誌や本など好きなものにだけに使ってよいのか、学校で使う文房具代は含まれているのか等です。少しずつ自分で責任持って管理できる範囲を増やしていくとよいですね。

② 予算を費目別に考え、買物の計画を立てる

- 年間の予算を費目別に考えます。
- 食費、交際・娯楽費、日用品費など、費目別に1年間で何円くらいになるか、書き出します。
- 予算の1割は、何かのためのときの貯金にしましょう。
- 人のために使うお金も考えましょう。

例えば、毎月の予算が500円だと、1年間では6,000円になります。このようにまとめて考えることで、時期を考えればまとまった金額の物が買えることがわかったり、反対に1か月の金額は小さくても1年にすると無駄に思えるものがあったりします。

予算を立てるときに大事なことは、これから1年間の方針を自分で考えることです。何にお金を使いたいか、自分が「こうしたい」ということを明らかにしましょう。初めて予算を立てる場合は、見当がつかないこともあります。自分のために立てるものなので、何円でもよいのです。とにかく1年間の収入に収まる中で、金額を書いてみましょう。

2019年の予算

1年間の収入は、合計すると20,000円の予定。
毎月：1,500円 他：夏休みと春休みに祖父母から1,000円ずつもらう

1年間の方針
部活を頑張る。体づくりのためにしっかり食べて、夜はよく寝る。
映画やDVDも色々見たい

費用	内容の例	予算
食費	昼食、おやつ、のみものなど	10,000円
住居費	部屋で使う小物など	0円
被服費	洋服、靴、下着、部屋着	0円
日用品費	文具、雑貨、自分専用シャンプーなど消耗品	1,000円
娯楽・交際費	友人と遊びに行く、ゲームソフト、DVDレンタルなど	4,000円
交通費	出掛けるときのバス代など	2,000円
その他	家の人へのプレゼント、募金など	1,000円
貯金	何かのときのために（1割を目安に）	2,000円
	合計	20,000円

③ 予算内で支出する

- 必要なもの、欲しい物に対し、予算と手持ちのお金の中で支出します。
- 収入があったら、1割を貯金に回すとよいでしょう。
- 食費など毎月支出のあるものは1か月の予算内に収めることを意識します。
- たまにしか支出がない費目は、ほとんど使わない月と、大きく支出する月とがあります。費目別の年間予算に収まるよう考えます。

④ 支出を記録する

- 支出があったらすぐに、こづかい帳に記録します。
- 費目を書いておきます。

⑤ 予算と比べて、残った額を確認

- 月末に、費目別に支出を集計します。
- 費目別に予算から差し引いて、残りの金額を確認します。
- たまにしか支出しない費目は、1年間の予算に収まっているかを確認します。

費目別の予算の大切さ

費目別の予算は、「何にいくら支出してよいか」の目安になります。予算をまもっていれば、安心してお金を使うことができます。記録するだけでなく、予算と比べて費目別に残った額を確認しましょう。予算どおりいかない場合は、理由をよく考えながら予算を見直します。全体の収入を超えないことには変わりません。

■衣服の予算と買物計画 記入例

(1) この1年間の方針

去年までの洋服が小さくなったので、高校生になっても着られる少し大人っぽい服を新しく買い揃えたい。休日に自転車やバスに乗って出掛けるときに着る、動きやすい服にする。

(2) 予算は総額で 18,000 円です。(1か月あたり 1,500 円)

春・秋物	夏物	冬物
合計 <u>5,000</u> 円くらい (内訳)	合計 <u>5,000</u> 円くらい (内訳)	合計 <u>8,000</u> 円くらい (内訳)
グレーのパーカー 1枚 2,000円	半袖Tシャツ 2枚 2,500円	フリースジャケット 3,000円
紺ロングパンツ 1枚 2,000円	ハーフパンツ 1枚 1,000円	ベージュのセーター 2,000円
長袖カットソー 1枚 1,000円	サンダル 1,500円	スニーカー 3,000円

衣類は、計画しておかないと店の素敵なディスプレイや、セールにつられて衝動買い・・・ということが起こりがちです。衝動買いだと自分に似合わなかったり、あまり着て行く場所がなかったり・・・と無駄になりやすいため、買物計画が大切です。

計画があれば、むやみに安い値段にこだわる必要もなくなります。

いつどこで着るのか、現在持っている服と組合せがしやすいかなど、よく考えましょう。下見をしたり、インターネットで調べたりして自分に合う着こなし方を研究するのもよいですね。

立てた予算と買物計画は、実際にお家の人に見せて相談してみましょう。買物したら、使った金額を1年間の予算から差し引いて、残りの金額で1年間やりくりします。

洋服を買うときは、素材や洗濯表示も確認し、環境にやさしい選択も考えてみてください。

1 金銭の管理と購入

(4) 売買契約の仕組み

契約について学ぼう1 ～契約の意味を理解しよう～

めあて

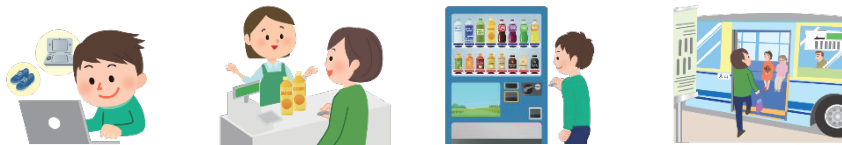
1 契約といわれて、あなたはどのような言葉が思い浮かびますか。

2 私たちの生活には、たくさんの契約があり、毎日いろいろな契約をしています。

(1) 身近な契約クイズに挑戦しよう。

ア (契約だと思う) イ (契約だと思わない) のどちらかを記号で記入しよう

- | | | |
|-----------------------|----|----------------------|
| ① 友達と週末に遊びに行く約束をする | 答え | <input type="text"/> |
| ② バスや汽車、電車に乗る | 答え | <input type="text"/> |
| ③ コンビニエンスストアでパンを買う | 答え | <input type="text"/> |
| ④ 自動販売機でジュースを買う | 答え | <input type="text"/> |
| ⑤ レンタルビデオ店でDVDを借りる | 答え | <input type="text"/> |
| ⑥ 電話でピザを注文する | 答え | <input type="text"/> |
| ⑦ ゲームソフトを店に売りにいく | 答え | <input type="text"/> |
| ⑧ インターネット通販で、スニーカーを買う | 答え | <input type="text"/> |
| ⑨ 友だちと会う約束をする | 答え | <input type="text"/> |
| ⑩ 学習塾に通う | 答え | <input type="text"/> |



3 契約と約束は、何が違うと思いますか。話し合っ

て記入しよう

4 契約とは何だろうか。資料を確認して記入しよう

契約とは、

5 毎日の生活の中で、経験している「売買契約」について考えてみよう。

(1) 店で買物をするとき、契約が成立するのはいつでしょう。



契約の成立 () **①～③から選ぼう**

(2) 次の場合、返品できるか考えてみよう。



お店の人は返品を、**どちらかを○で囲もう**
 (受け付けなければならない ・ 受け付けなくてもよい)

(3) 成立した契約のルールを確認しよう。**文章の続きを記入しよう**

成立した契約は、自分の都合で勝手に

(4) 契約する前に必要なことを考えてみよう。**考えて記入しよう**

《学習の振り返り》

- ・ 毎日の生活が、たくさんの契約により成り立つことが理解できた。
 (◎理解できた ・ ○まあまあ理解した ・ △あまりできなかった ・ ×できなかった)
- ・ 売買契約の仕組みについて理解できた。
 (◎理解できた ・ ○まあまあ理解した ・ △あまりできなかった ・ ×できなかった)
- ・ 売買契約をする前に大切なことを考えることができた。
 (◎考えることができた ・ ○まあまあ考えた ・ △あまりできなかった ・ ×できなかった)

年 組 番 氏名

1 金銭の管理と購入

(4) 売買契約の仕組み

契約について学ぼう2 ~契約をやめられる場合を知ろう~

めあて

1 次の2つの事例を読み、違いを考えてみよう。

事例1

昨日、お店でアクセサリーを買ったが他の店でもっと気に入ったものを見つけた。一度も身に付けてないので、返品したい。



事例2

昨日、アクセサリーの展示会をしているからと路上で勧誘され断れなくて買うことにした。家に帰って考えると必要ないので、返品したい。



2つの事例の共通点と違いは何ですか。話し合ってから記入しよう

共通点	違い

2 クーリング・オフ制度について調べてみよう。空欄に当てはまる言葉を記入しよう

(1) クーリング・オフ制度とは、強引な勧誘や不意打ち的な販売など、

結んだ契約は、
 であれば、 で解除することができる。

(2) クーリング・オフの方法

次の契約を解除するためにクーリング・オフのはがき(裏面)を書いてみよう。

6日前、路上でB株式会社の阿久得さんに声をかけられ、学生でも楽にもうけられるという投資用教材セット「最強投資大百科」を30万円で購入させられたが返品したい。

契約解除通知書

- 契約(申込) 年 月 日
- 販売会社名
- 担当者名
- 商品名
- 契約金額

年 月 日

(契約者住所)

(契約者氏名)

次の事例で、クーリング・オフができるものにチェックしよう

- 3日前にインターネットでスニーカーを購入したが、イメージと合わないので返品したい。
- 2週間前に、友人に紹介していくともうかると言われ、健康食品を購入したが、返品したい。
- 5日前にSNSでお店に呼び出され、10万円の化粧品セットを購入したが、返品したい。

(3) クーリング・オフ制度の効果は何ですか。 当てはまる言葉を記入しよう
代金が される。商品が できる。

(4) クーリング・オフができない場合を調べてみよう。

- ① インターネットショッピングなどの
- ② 総額が 円未満の現金取引
- ③ 消耗品を とき
- ④

3 未成年者の契約について、考えてみよう。

(1) 次の場合、契約の取消しができますか。 どちらかを選んで理由を書こう



私は14歳の中学生ですが、先日、保護者に内緒でダイエットサプリ商品を契約しました。よく考えてみた結果、契約を取消したいのですが。

契約の取消しは、(できる ・ できない)
理由は、

(2) 以下の場合は未成年者の契約の取消しができますか。 ○×で記入しよう

- ① お小遣いとしてもらっている金額で契約した場合…………… ()
- ② 親が同意して契約した場合…………… ()
- ③ 契約の相手に対して、自分は成人だとだまして契約した場合…………… ()
- ④ 18歳であるが結婚後に契約した場合…………… ()

(3) 民法が改正され、2022年から成年年齢が18歳になります。成人となって契約トラブルにあわないために、どのようなことを心がけますか。 考えて記入しよう

《学習の振り返り》

- ・クーリング・オフ制度について理解できた。
(◎理解できた ・ ○まあまあ理解した ・ △あまりできなかった ・ ×できなかった)
- ・契約の取消しについて理解できた。
(◎理解できた ・ ○まあまあ理解した ・ △あまりできなかった ・ ×できなかった)
- ・未成年者の契約について考えることができた。
(◎考えることができた ・ ○まあまあ考えた ・ △あまりできなかった ・ ×できなかった)

年 組 番 氏名

関連資料 契約について学ぼう

■契約とは

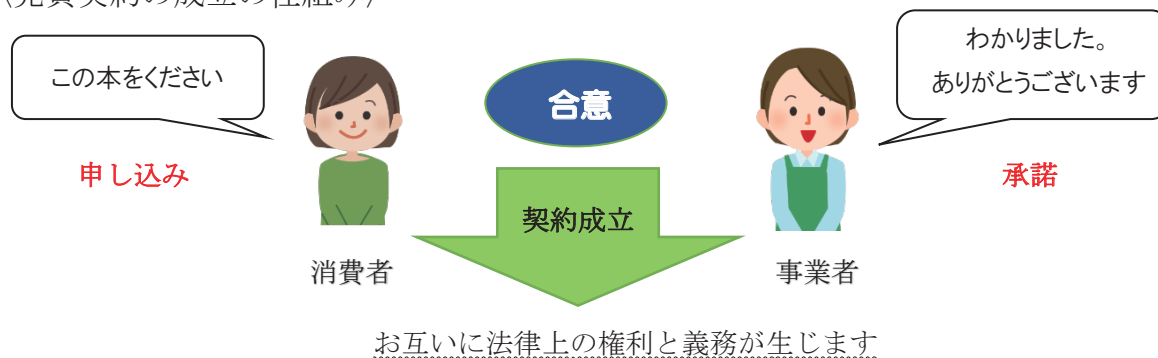
私たちは毎日の生活の中で、意識していなくても様々な「契約」をしています。契約とは「法的責任」を伴う約束のことで、一度成立すると法律上の権利と義務が発生します。

契約には、店でものを買う(売買契約)、家を借りる(賃貸借契約)、バスや汽車、電車に乗る(運送契約)、電話を利用する(通信サービス利用契約)など様々なものがあります。

例えば、商品の売主の「売りたい」という意思と買主の「買いたい」という意思が合致したときに売買契約が成立します。



〈売買契約の成立の仕組み〉



消費者には、事業者に商品の代金を支払う義務、商品を受け取る権利
事業者には、消費者に商品を引き渡す義務、商品の代金を受け取る権利

契約は、「買います」「売ります」と合意した時点で成立します。つまり、口約束でも契約は成立します。また一旦、成立した契約は、自分の都合で勝手にやめることはできないのが基本です。すべての買物は、契約なのです。買物をする前には、商品の必要性を考えるとともに、価格や品質など情報収集をしておくことが大切です。

但し、商品や表示、購入方法に問題があれば、店側は返品に応じなければなりません。また、店によっては、「レシートがあれば」「1週間以内であれば」など、一定の条件で返品に応じる場合があります。ですが、この場合は店や商品によって違うので、よく確認しておく必要があります。

■契約書とは

契約の金額が高額、あるいは契約内容が複雑な場合には、契約書を作ります。書面にした方が内容をはっきり確認することができ、「言った」「言わない」などのトラブルも少なくなるからです。一方、その場で商品の引き渡しと代金の支払いが完了する場合は、契約書が作成されることはほとんどなく、レシートが契約のしるしとなります。



■契約をやめたいときには

◇クーリング・オフによる解除

クーリング・オフは「頭を冷やしてよく考える」という意味です。強引な勧誘や不意打ち的な販売など、よく考える時間がないまま結んだ契約は、一定の期間内であれば、無条件で契約を解除することができます。
(効果:代金が返金される。商品を返品できる。)

○正しく記載された書面(申込書面又は契約書面)を受け取ってから以下の期間

8日間	キャッチセールス、アポイントメントセールス、訪問販売、エステ、学習塾など
20日間	マルチ商法、ネットワークビジネス、内職商法など

○クーリング・オフをする時のはがき(契約解除通知書)記入例

<div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; display: inline-block; font-weight: bold;">切手</div> □□□-□□□□ ○○県○○市○○町○○番地 ○○会社 御中 「簡易書留」 「特定記録郵便」	<p>契約解除通知書</p> <p>●契約(申込) 年 月 日 ●販売会社名 ●担当者名 ●商品名 ●契約金額</p> <p>上記契約を解除します。 つきましては、支払済みの○○円は、直ちに返金してください。 なお、商品はすぐに引き取ってください。</p> <p>年 月 日 (契約者住所) (契約者氏名)</p>	はがきを出す前に両面をコピーし、出すときは特定記録又は簡易書留などで記録(控え)が残るようにしましょう。
--	---	--

○クーリング・オフができない場合

- ①インターネットショッピングなどの通信販売は法律上できない。ただし、独自に返品の可否や条件についてのルールを定めているので、利用規約を確認する必要があります。
②総額が3,000円未満の現金取引 ③消耗品を一部使ってしまったとき ④乗用自動車

◇未成年者契約の取消し

未成年者の契約では、原則として親権者の同意が必要であり、同意がなかった契約は取り消すことができます。

○未成年者の取消しができない場合

- ①親権者がごづかいとして渡している範囲で契約をした場合
②契約の相手に対して、自分は成人であるとだまして契約をした場合
③結婚後に契約した場合(婚姻した場合は成人とみなされる)等

◇その他の取消し

消費者が不利益になることを告げられなかった、詐欺や強迫によってさせられたなどの不当な契約は取り消すことができます。

消費生活センターからのアドバイス

→2022年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。2016年における全国若者の消費者被害の相談件数は、15歳~19歳では人口1,000人あたり2.7件ですが、20歳~24歳になると6.4件と約2.4倍になります。20歳未満が少ないのは未成年取消権が認められているからです。今後、成年年齢が引き下げられると18歳になった時点で悪質業者にねらわれることが心配されます。



1 金銭の管理と購入

(5) 消費者被害の背景とその対応 ワンクリック詐欺・架空請求編

めあて

状況 1

Aさんは10月10日の夜、インターネットに接続して芸能人ニュースサイトを見ていたところ、「18歳以上で、規約に同意する人はここをクリック」のポップアップ画面がでてきた。興味ある内容だったので a 本当は14歳だが規約を読まずにボタンをクリックした。すると「丸得芸能ニュース」の怪しい画面が表示されて…

Aさん：…え？「登録ありがとうございます。ご利用期間 60 日、料金が 90,000 円となります。」
だって！？えっ、登録してしまった？…ん？あっ、下に「誤作動による手続き解除」ボタンがある。…よかった。解除しよう。

そのボタンを押し、b 指示されたとおり電話番号と住所・氏名を入力したところ、「退会が完了しました」と表示されました。

Aさん：…よかった…。ちょっと安心。もう今日は寝よう…zzz

1週間後

Aさん：…あれ？☎電話。誰だろう…はい、もしもし。

業者：こんにちは、Y社の者ですが。「丸得芸能ニュース」のご利用ありがとうございます。
お支払いがまだですので連絡させていただきました。

Aさん：えっ？（あ、前に退会したはずのサイトやな）…退会しましたが…。

業者：ええ、ですから規約の通り“退会料金”30,000円お支払いをお願いします。

Aさん：え？え〜っ！…無理です払えません。…“ピッ”☎を切りました。

Aさん：ああああ…どうしようどうしよう…。



Aさんの行動が適切な場合は○、適切でない場合は×を記入し、その理由を話し合おう。

1(1) Aさんの次の行動は、適切でしたか。

a 本当は14歳だが規約を読まずにボタンをクリックした。

	理由
--	----

b 指示されたとおり電話番号と住所・氏名を入力した。

	理由
--	----

(2) Aさんは30,000円を支払う必要があると思いますか。正しい答えを記入しよう。

ある ・ ない	理由
---------------	----

2 Aさんは、少しでも早く大人に相談したほうがよい状況です。相談するときに、どのような内容を伝えたらよいか、メモにまとめよう。 考えて記入しよう。

いつ:
どのサイトで:
だれに:
何を:
どうされたか:
どう対応したか:
なぜこうなったか:

状況 2

架空請求編

中学3年生のBさんは、学習塾が終わった後、スマホ画面を確認したところ、ショートメッセージが送られてきていました。メッセージには「アマン総合サービスです。未納料金が発生しています。本日中にお支払いのない場合、法的措置に移行します。088-000-0000…」と書かれていました。



3 状況 2 について、あなたならどうしますか。 ○をしよう

ア：未納料金が何なのか確かめるために電話する

イ：電話はしたくないからメールで業者に連絡する

ウ：何もしない

エ：その他 ()

4 心当たりのない料金請求が来た場合の適切な対応は何だろうか。

資料を確認して空欄に記入しよう

メッセージやメールを受け取った場合は a
 どうしたらよいか、不安な場合は b に電話して相談する。

《学習の振り返り》

- ・ワンクリック詐欺・架空請求の特徴について理解できた。
 (◎できた ・ ○少しできた ・ △あまりできなかった ・ ×できなかった)
- ・困ったときの相談先と相談内容のまとめ方がわかった。
 (◎わかった ・ ○少しわかった ・ △あまりわからなかった ・ ×わからなかった)
- ・ワンクリック詐欺・架空請求があったときの対応方法を誰かに説明できる。
 (◎できる ・ ○少しできる ・ △あまりできない ・ ×できない)

年 組 番 氏名

関連資料 消費者被害の背景とその対応〈ワンクリック詐欺・架空請求編〉

契約者が18～19歳の商品・役務別相談件数（全国総件数8,357件）

男 性			女 性		
	商品・役務	件数		商品・役務	件数
1	アダルト情報サイト	308	1	健康食品	389
2	テレビ放送サービス	286	2	デジタルコンテンツ	275
3	教室・講座	257	3	アダルト情報サイト	227
4	デジタルコンテンツ	230	4	テレビ情報サービス	177
5	賃貸アパート	155	5	賃貸アパート	145

全国消費生活情報ネットワークシステム PIO-NET2017

〈アダルト情報サイト〉

20代～40代まで国民生活センターへの苦情相談が断然多い事案です。

ショッピングサイトやSNSなどの広告、芸能人のマル秘情報など、何気なくアクセスするとアダルト情報サイトに誘導されることがあります。

相談件数の多さから、被害は身近にあることがわかります。「自分だけは大丈夫」ということは、決してありませんので注意しましょう。

確認画面が表示されず、**1回タップしただけでは有料の契約は成立していません**。請求の画面は架空の場合がほとんどです。



消費生活センターからのアドバイス

→一度タップしただけの場合は関わる必要は全くありません。芸能人の情報などからも誘導されるため、男女問わず多い事案です。恥ずかしがらずに消費生活センターに相談してください。「クーリング・オフの適用申請」「誤作動による削除申請」「自動退会処理の申請」などと書いてありますが、タップすると個人情報の入力画面になる可能性があります。また「無料相談申請」と書かれていても消費生活センターではなく、有料の探偵事務所につながることもあります。



<ワンクリック詐欺>

タップしただけで「登録完了」「支払いまでのカウントダウン」等が表示され、料金を請求される詐欺です。*タップ時にシャッター音が鳴ることもあります。

消費生活センターからのアドバイス

→支払義務は生じないので対応する必要は全くありません。連絡してしまってもそれ以降は関わらないでください。ただ、すでに支払いをしてしまった金額については返ってこない可能性が高いです。



<架空請求>

SMS(ショートメッセージ)、SNS(ソーシャルネットワーク)、はがき、メールなどで、以下のような内容が送信されてきます。

「有料動画の未納料金が発生しています。本日中にご連絡なき場合、法的手続きに移行します。」

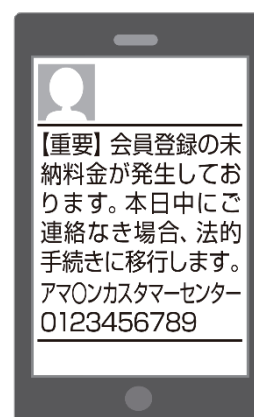
「電子商取引及び情報財取引等に関する準則における規約違反、電子承認通知に不備が認められたため、本日中にご連絡ください。」

また以下にあるような名前で送信されてきます。

「アマ○ンカスタマーセンター」(実際の事業者になりすましたメール)

「全国訴訟お客様管理センター」

「法務省管轄支局訴訟最終告知通達センター」



…なんだこれ？

消費生活センターからのアドバイス

→こんなメッセージ見たことありますか？SMSには電話番号を機械的に組み合わせてランダムに送信していると思われます。あなたが連絡しない限り、送り手はこちらの情報を持っていません。あなたの番号を始めから知っているわけではありません。**個人情報**を聞き出したら連絡して、だましてお金を払わせようとしています。
→ワンクリック詐欺同様に対応しないこと。**関わってはダメ**。心配な場合は、消費生活センターまで相談してください。



消費生活センターからのアドバイス

→個人情報には、名前や住所、性別、生年月日だけでなく電話番号や特定の個人を認識できる**メールアドレス**も含まれます。インターネット上で、むやみに個人情報を書き込むことにより、嫌がらせやなりすましによる被害など、トラブルに巻き込まれる危険があります。インターネットサービスの利用やサイトの登録では、個人情報の入力を求められますが、個人情報を集めることが目的の悪質サイトもあり、注意が必要です。迷惑メールや怪しいメールが頻繁に届く場合は、メールアドレスを変更するとよいでしょう。

消費生活センターに相談する内容について

〈いつ、どこで、だれが、だれから、何を、どうされたか、どうしたか〉をメモに取っておきましょう。

1 金銭の管理と購入

(5) 消費者被害の背景とその対応 インターネット通信販売編

めあて

1 ネットショッピングに関するよくある相談事例から考えよう。

事例1



スニーカーをかなり安く売っている業者をインターネットで見つけたので、注文フォームに必要事項を入力して申し込んだ。代金は前払いだったので、指定の個人名義の口座に入金した。

数日経っても商品が届かず、メールで連絡しても商品が届かなかった。そこで「注文をキャンセルし、代金を返金してほしい」とメールを送ったところ、「すでに商品は発送済み」との返信があった。結局、商品は届かないので、あきらめようと思う。

事例2

文房具のネットショップで手帳を注文した。4月始まりの手帳を注文したつもりだったが、届いたのは1月始まりのものだった。そこでショップに連絡して交換をお願いしたところ、「当店は返品を受け付けていません。お客様の注文ミスです。」と言われてしまった。

(1) このような消費者被害にあった原因は何だろうか。話し合って記入しよう

<あなたの意見>

事例1：

<班の人の意見>

事例1：

<あなたの意見>

事例2：

<班の人の意見>

事例2：

(2) 消費者被害にあわないために、インターネット通信販売をどのように利用すればよいか、資料も参考にしながら考えてみよう。記入して発表しよう

2 消費者被害を未然に防いだり、対応方法を確認しよう。

(1) インターネット通信販売のサイト画面から、問題のありそうなサイトを見極めるための注意点をまとめてみよう。

The screenshot shows a website for '○○ショップ' (OO Shop) with the URL 'http://www.○△×□-shop.com'. The page features a navigation menu with 'ホーム', '商品一覧', '返品退金について', and 'お問い合わせ'. Two product listings are shown: a pink handbag for 50,000 yen (80% off to 10,000 yen) and a yellow wallet for 35,000 yen (90% off to 3,500 yen). The footer contains '会社概要' (Company Profile) with address and contact info, and '支払方法について' (Payment Methods) listing '銀行振込' (Bank Transfer) and '送料・配送について' (Shipping/Delivery) which is '送料無料!三日か五日届けます!' (Free shipping! Delivered in 3 or 5 days!).

① points to the URL bar. ② points to the 'お問い合わせ' (Contact Us) link. ③ points to the '購入する' (Purchase) button. ④ points to the '会社概要' (Company Profile) section. ⑤ points to the '連絡先' (Contact Information). ⑥ points to the '銀行振込' (Bank Transfer) option. ⑦ points to the '送料・配送について' (Shipping/Delivery) section.

参考「消費者庁インターネット通販トラブル」

(2) 事例のような消費者被害にあった場合、あなたはどのように行動しますか。



これだけは覚えておこう

消費者ホットライン _____

あなたの地域の消費生活センター
名称 _____

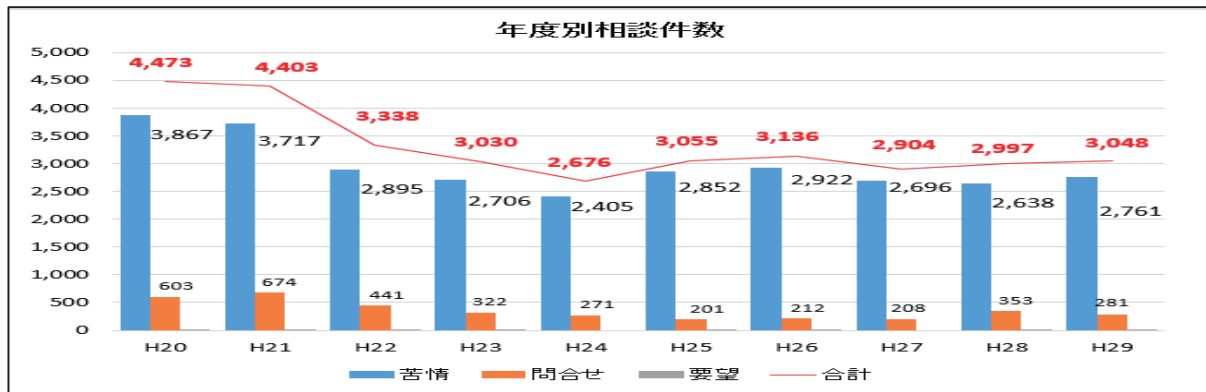
音声ガイダンスにしたがって
現住所の郵便番号を入力
すると、地域の消費生活セ
ンターにつながります。

《学習の振り返り》

- ・インターネット通信販売の事例から問題点を考えることができた。
(◎できた ・ ○少しできた ・ △あまりできなかった ・ ×できなかった)
- ・インターネット通信販売の被害の未然防止や対応方法を考えることができた。
(◎できた ・ ○少しできた ・ △あまりできなかった ・ ×できなかった)

年 組 番 氏名 _____

関連資料 消費者被害の背景とその対応〈インターネット通信販売編〉



(徳島県消費者情報センター受付状況より)

■徳島県における消費者を取り巻く現状

県及び市町村に寄せられた消費生活相談の総件数は、平成21年度から減少傾向が続いていますが、平成25年度から再び増加傾向となっています。このうち、インターネットを通じて得られる情報サービスに関わるトラブルへの相談件数は、平成29年度は453件となっています。また、20歳未満の年代から寄せられた相談内容の第1位は、インターネットを通じて得られる情報サービスに関わるトラブルです。

人気商品で、他のショップでは軒並み完売だった釣り竿が、そのショップだけには在庫が複数あったので、スマートフォンで商品を購入(契約完了)した。

支払い方法は銀行前払いのみだった。支払い後、しばらく経っても商品が届かず、ショップの問い合わせ先にメールで連絡を取ったが返信がない。だまされた？

SNS で知り合った人とスマホで連絡を取り合い、コンサートチケットを売ってもらった。指定された代金を振り込んだのになかなかチケットが届かず、コンサート開催日まで何度も相手に連絡したがつながらなかった。お金を返して欲しい。

消費生活センターからのアドバイス *個々のトラブル事例により助言の内容は異なります。

〈インターネット通信販売での消費者トラブル〉

〈相談に対する助言の例〉

- ・典型的なネット通販トラブルの事例です。同様のトラブルも寄せられています。
- ・こちらでもサイトを確認してみます。お店の名前を教えてくださいませんか？
- ・どうやら詐欺サイトのようなようです。(＊サイトに関する書き込みがあれば)
- ・残念ですが、支払ったお金は戻ってこない可能性が高いです。

〈注意喚起〉

- ・とにかく今後は注意して下さい。「そのお店だけ在庫がある」「支払いの選択肢が少ない」などは悪質かどうか見極めるポイントの一つです。必ず**契約前**に考える時間をもってください。「あやしい？」と思ったら**契約前**に相談してください。
- ・クチコミや評判・評価を事前に見て、それから決めることも大事です。
- ・通信販売はクーリング・オフが適用されません。契約後に返品できるかどうか、何日間なら大丈夫か、ショップの規約(返品特約)を**しっかり読んで、それから契約**した方がいいですよ。



■消費生活センターとは？消費生活センターの役割

消費者からの苦情や問合せの相談に対し、公正な立場で問題解決に向けた助言や情報提供を行っているのが、消費生活センターです。消費生活センターは、全国各地域に設置されています。徳島県では、県の消費者情報センター以外に、県内全ての市町村において消費生活センター(広域連携を含む)が設置されています。



また、消費生活センターでは、苦情相談のほか、商品テストの実施や消費生活に関するセミナーの開催や講師の派遣、消費者団体の活動支援、消費生活に関する情報提供を行っています。

- Q 1 消費生活相談の受付はどのようになっていますか。
 A1 相談の受付時間は、センターによって異なりますが、徳島県消費者情報センターは、土曜・日曜日も受け付けています。相談は無料です。
- Q 2 どのような人が相談対応をしてくれますか。
 A2 国家資格を持った消費生活相談員やそれに準じた専門知識を持った人が対応してくれます。
- Q 3 消費生活センターに相談できるのはどんな場合ですか。
 A3 対象となる相談者は、自治体に在住、在勤、在学している消費者です。消費生活に関することなら何でも相談できます。
- Q 4 消費生活相談の情報はどのように活かされますか。
 A4 消費者の相談は、同じような事例の問題解決に向けて、大いに参考になります。悪質な事例を公表することによって被害の未然防止や拡大防止につながります。なお、相談者のプライバシーは固く守られます。

■徳島県内の消費生活相談窓口

消費生活センター名	連絡先	相談受付時間
徳島県消費者情報センター	088-623-0110	平日(水曜日を除く)9:00~18:00、土・日曜日 9:00~16:00
徳島市消費生活センター (徳島・石井・神山・佐那河内)	088-625-2326	平日(火曜日を除く)、土・日曜日 10:00~17:00
鳴門市消費生活センター	088-686-3776	平日9:30~15:30
小松島市消費生活センター (小松島・勝浦・上勝)	0885-38-6880	平日9:00~16:00
阿南市消費生活センター (阿南・海陽・美波・牟岐・那賀)	0884-24-3251	平日9:30~16:30
美馬地区消費生活センター (美馬・つるぎ)	0883-53-1541	平日、日曜日(祝日を除く)9:30~16:00
板野町消費生活相談所	088-672-6099	平日9:00~15:00
上板町消費生活相談窓口	088-694-6816	平日9:00~16:30(12:00~13:00は除く)
吉野川市消費生活センター	0883-36-1840	平日9:00~15:30
阿波市消費生活センター	0883-30-2222	平日9:00~16:00
松茂・北島消費生活センター	088-699-4300	平日9:00~15:00
藍住町消費生活センター	088-679-1848	平日10:00~15:00(12:00~13:00は除く)
みよし消費生活センター (三好・東みよし)	0883-72-7188	平日9:00~16:00

(消費者ホットライン☎188は、土日祝日つながります。)

1 金銭の管理と購入

(6) 物資・サービスの選択に必要な情報の収集・整理

を購入しよう ~情報の収集・整理と意思決定の方法~

ねらい

1 選ぶ商品の使用目的や予算、支払い方法などの条件を設定しよう。

何を		予算	
使用目的		いつ買うか	
使用頻度		支払い方法	
置き場所		その他	

2 商品を購入する時に、必要となる情報の観点について考え、優先順位を考えてみよう。

この優先順位にした理由

1位：

2位：

その他：

3 必要な情報を整理して、商品を選ぼう！ 観点別に商品の情報を記入しよう。

商品の情報		候補	商品①	商品②	商品③
選 択 の 観 点	安全性				
	機能				
	価格				
	環境への配慮				
	アフターサービス				
	観点				
	観点				
	観点				
	観点				
	5つ以外の観点を記入しよう	評価の まとめ	利点		
問題点					

4 あなたは、どれを選択することに決めましたか。

選んだ番号	理由

《学習の振り返り》

- ・情報を収集し、整理することができた。
(◎よくできた ・ ○できた ・ △あまりできなかった ・ ×できなかった)
- ・自分や社会にとって大切なことは何か考えて選べた。
(◎考えることができた ・ ○まあまあ考えた ・ △あまりできなかった ・ ×できなかった)
- ・クラスの人と意見交換ができた。
(◎よくできた ・ ○まあまあできた ・ △あまりできなかった ・ ×できなかった)
- ・今後の商品選択に役立てることができる。
(◎大いに役立てる ・ ○役立てる ・ △あまり役立てない ・ ×役立てない)

年 組 番 氏名





関連資料 物資・サービスの選択に必要な情報の収集・整理

商品を購入する際には、使うときのことを考えるとともに、安全性、機能、価格、環境への配慮、アフターサービスなど、さまざまな商品に関する情報を活用して購入について考え、工夫することができるようにします。

特に、自転車や家電製品、おもちゃなどの商品を購入する際には、安全性や品質基準に適合したことを証明するマークがついているので確認し、使用においては取扱説明書を読んで安全等に配慮して正しく使うことが大切です。

■自転車を選ぶ時に参考にしたい安全で安心なマーク

自転車を選ぶ時には、品質や安全基準をベースとした認証マークを参考にしましょう。自転車の安全を保証するものであると同時に、製造上のトラブルで事故が起こった場合の補償や賠償が受けられる保険的な役割があります。

名称	BAAマーク	SGマーク	JISマーク	TSマーク
マークの説明	 <p>フレーム強度、ブレーキの制動性能など約90項目の基準を満たしており、環境にも配慮した自転車に貼付されるマーク。</p>	 <p>SG 基準に適合していることを示すマーク。製品の欠陥に起因する人身事故に対する賠償保険が付いている。賠償の有効期限の目安は購入日から5年間。</p>	 <p>該当する JIS 規格に適合していることを示すマーク。</p>	 <p>自転車安全整備士が点検確認した安全な「普通自転車」に貼るシール。青色マークと赤色マークの二種類あり、傷害保険と賠償責任保険が付いている。</p>
交付団体	一般社団法人 自転車協会	一般財団法人 製品安全協会	工業標準化法 により国に登録 された機関	公益財団法人 日本交通管理 技術協会

出典：(一財)自転車産業振興協会「自転車統計要覧」2013、(一社)自転車協会「自転車産業基礎資料」2010、(一社)自転車協会 BAA マーク WEB サイト、(一財)製品安全協会 web サイト、日本工業標準調査会 web サイト、(公財)日本交通管理技術協会 web サイトを基に作成

■自転車を選ぶ際に気を付けたいこと

消費生活センターからのアドバイス

→購入する際は、できるだけ販売店で試乗し、必要に応じて調整をしてもらいましょう。また、通信販売で購入する場合は、自転車のサイズや仕様、安全性や品質基準に適合したことを証明するマークを確認しましょう。

また、日々の手入れや定期的な点検をしっかりと行いましょう。







■知っておきたい暮らしの中のマーク

◇食品の安全を表すマーク

		
JASマーク	飲用乳公正マーク	冷凍食品認定証マーク
加工食品全般	飲用牛乳	冷凍食品

食品を選ぶ際には、消費期限や賞味期限、食品のアレルギー表示、添加物、健康に関する表示を確認しましょう。

◇衣類の品質を表すマーク

			
ウールマーク	純国産絹マーク	ジャパン・コットン・マーク	SEKマーク
Pure New Wool 新毛100%	国産の絹だけを使って製造された絹製品	国産綿素材使用	抗菌防臭加工 衣類、毛布、シーツ

衣類を選ぶ際には、繊維の種類によって、洗濯の仕方が変わってくるので、洗濯表示を確認しましょう。

〈その他商品を選ぶ際には〉

日用品	品質とともに、環境に配慮した商品であるかどうか、廃棄する際の分別方法についてマークを確認しましょう。 ※ エシカル消費の分野と関連してマークを確認
電化製品	価格とともに、性能や機能、補修やアフターサービス、安全性が確認された製品に表示されるマークを確認しましょう。

■情報収集の方法

私たちのまわりには、多くの生活情報があります。テレビや新聞、雑誌、カタログをはじめ、インターネットの急速な発展により、パソコンやスマートフォンからは、いつでもどこでも手軽に商品やサービスの情報を調べることができます。

一方で、製品の欠陥や間違った使い方によって、怪我等をするような製品事故も多く発生しています。こうした製品事故やリコール情報にも関心を持ち、できるだけ多くの情報を収集・比較し、「何を買うか、何を買わないか」という意思決定をしていくことが大切です。

参考) 消費者庁のリコール情報サイト <http://www.recall.go.jp/>

■徳島県の取組



資源の節約、リサイクル活動、環境保全型商品の販売など「環境にやさしい」いろいろな活動を行っている県内の小売店、事業所、団体、企業などを徳島県がエコショップとして認定しています。

1 金銭の管理と購入

(6) 物資・サービスの選択に必要な情報の収集・整理

広告を分析しよう

ねらい

1 印象に残るテレビコマーシャルには、どのようなものがありますか？ 記入して発表しよう

何の宣伝か。 印象的なところは。

2 ちらしを分析しよう

ちらしにはどんな工夫があるのだろうか。値段のつけかた、見出し、キャッチフレーズ、文字の大きさ、レイアウト、商品の説明や表示のしかた、色の使い方、サービスなど、気を付けて見てみよう。 調べて記入しよう

買いたくなるような所はないだろうか。

なぜ、買いたくなるのだろうか。

いくつかのちらしを比べると、どんな共通点があるだろうか。下の絵も参考に考えよう。



まとめ買いがお得!
イキイキプライス

早い者勝ち!! タイムサービス!!



3 班で飲み物の広告を分析してみよう。班での役割を決めよう

司会 [] 発表[
]	書記[]
道具 []	タイムキーパー[
]

インターネットの広告やテレビコマーシャルでは、飲み物についてどのような情報が伝えられているだろうか。表を参考に発表資料をまとめよう

商品名		価格	
味		成分	
キャッチコピー		注意点	
写真を 分析しよう	背景はどんなところ？ どんな人が登場？ どういう雰囲気？ 色は？：		
広告を見た 感想	最初の印象： 分析してみて気付いた点：		

4 広告を分析する授業を通して、わかったことや気付いたことを書こう。

《学習の振り返り》

- ・情報を整理することができた。
(◎よくできた ・ ○できた ・ △あまりできなかった ・ ×できなかった)
- ・クラスの人と意見交換ができた。
(◎よくできた ・ ○まあまあできた ・ △あまりできなかった ・ ×できなかった)
- ・今後の商品選択に役立てることができる。
(◎大いに役立てる ・ ○役立てる ・ △あまり役立てない ・ ×役立てない)

年 組 番 氏名

関連資料 広告を分析しよう

私たちの身の回りには、いろいろな広告があふれています。商品に注目を集め、消費者に買ってもらうために、広告では写真、イラスト、言葉や文字を用いてさまざまな工夫がされています。

消費者の5つの責任の中に「批判的意識を持つ責任」があります。私たちの「買いたい」という気持ちは、広告によってどのように影響を受けているのでしょうか。広告に批判的意識を持って受け止め、イメージや宣伝文句に惑わされず、よりよい商品を選択できるようになりましょう。

■さまざまな広告

広告にはさまざまな種類があります。テレビコマーシャル、新聞や雑誌の広告、折込ちらし、店頭にあるPOP 広告などは、皆さんにとって身近な広告でしょう。

最近ではインターネット広告が急増しています。主なインターネット広告は次のとおりです。

- ・ 検索エンジンの検索結果ページにキーワード連動した広告がリストアップされる。
- ・ 無料動画を再生するときに、冒頭で広告の動画が流れる。
- ・ Web サイトやブログ上に、これまでに検索や訪問をした Web ページと関連の高い商品の広告が出てくる。

インターネットでは、あなたがこれまでに探して見に行ったページをふまえて、興味に合いそうな広告が表示されるようになっています。



「通学用 自転車」でネット検索した結果の例。広告が上位に表示される場合が多いです。

[通学用@Amazon 公式サイト お急ぎ便なら最短当日お届け可能](#)

www.amazon.co.jp/

広告プライム会員なら対象商品配送料無料。お急ぎ便も使い放題。30日間の無料体験を試す

PC、携帯でいつでも買い物・二億種の品揃え・さらにポイントを貯める

[タイムセール祭り](#) [Amazon ポイント貯め方](#)

[楽○/中学生 自転車 プリムトン通販 | 送料無料や翌日届く商品も豊富](#)

www.rakumaru.co.jp/スポーツ用品

広告中学生 **自転車** プリムトンを探すなら、日本最大級通販ショップ楽○

サービス: 楽○でお買い物, もっとポイント貯まる,翌日にお届け

先月、100万人以上のユーザーが rakumaru.co.jp を訪問しました

[あなたにピッタリの自転車選び](#)

www.bicycles-select.jp

広告通勤・通学・サイクリングなど、簡単検索で‘安全基準クリア’した1台を

自転車選びのポイントとは・自転車でもっと健康に

広告送料無料で自宅にお届け!品揃え豊富。安全整備士が丁寧に組立/最短翌日出荷

自転車送料無料でお届け!・自転車専門通販サイト・自転車全品送料無料で完全組立済をお届け

■買いたい気持ちにさせる言葉

事業者は、消費者にできるだけ多く買ってもらえるよう、消費者の心理を研究しています。消費者を買いたい気持ちにさせるために、どのような方法が使われているでしょうか。広告でよくみられる言葉や方法を確認してみましょう。



・安売りを強調する

「〇%off」「2個買うと1個無料」「2個目は半額」「3個で1,000円」
「初回は特別価格」「閉店セール」「在庫処分価格」など、さまざまな形で安売りが強調されます。

・新しい、流行、皆が注目

「新製品」「今、売っています」「今年の流行はこれ!」「〇〇さんもハマった」などの言葉で、私たちの好奇心や、他の人によく見られたい、皆と同じなら安心、という気持ちを利用します。

・期間や個数を限定、今買わなければと思わせる

「タイムセール」「〇日まで〇割引」「期間限定商品」「先着〇名様」など、今、買わないと損をすと思わせます。

・その他

季節やイベントを利用する、贈り物をうながすなども、消費者に買わせるためのひとつの方法です。

■広告と上手に付き合おう

テレビコマーシャルでは、多くの人に知ってもらい、よいイメージを持ってもらうことが目的とされているので、商品の機能や品質についてはほとんど伝えられません。消費者に買ってもらうためのさまざまな工夫は、消費者にとってお得な場合もありますが、不要品まで買わないように注意したいものです。

商品を購入する前には、商品の機能や品質についての情報を集め、いくつかの候補を挙げた上で、しっかりと比較するようにしましょう。

2 消費者の権利と責任

(1) 消費者の基本的な権利と責任

私たちの「権利」と「責任」

めあて

1 以下の消費者の権利や責任と深く関連のあった消費者問題を表にまとめよう。

教科書と資料を読んで記入しよう

	事件などの名前	どのように権利や責任と関連がありましたか
①選ぶ権利		
②意見を反映させる権利		
③健全な環境を享受する権利		
④連帯する責任・主張し行動する責任		

2 事例から考えよう。

次の a~h は、消費者の 8 つの権利、消費者の 5 つの責任のうちのどれに関係しますか。当てはまるものを全て記入しよう。

a 自転車をどの色にするかを自分で選ぶことができない*。

[権利] ※セール品の場合は色が選べなくても仕方ありません。

b 自転車のハンドルが抜け落ちて、転倒してしまった。

[権利]

c 製品の不具合でケガしたことを店に伝えに行く／消費生活センターに相談する。

[責任]

d 取扱説明書に書かれた内容を、批判的に読む。

[責任]

e 重要な情報が、十分に注意がいくように知らされていない。

[権利]

f 消費者の意見を反映してもらう直接の窓口であるお客様相談室が設置されていない。

[権利]

g すぐに捨て、物を長く大切に使おうとしない。

[責任]

h 学校で消費者教育の授業を受ける。

[権利]

3 消費者の権利を守り、責任を果たせる対応を考えよう。

次のような状況になったら、消費者はどこに、何を伝えればよいですか。事業者が対応しない場合はどうしますか。消費者の権利を守り、責任を果たせる対応は何でしょうか。話し合い、(1)～(4)を記入しましょう。

お店で「ノーアイロン、しわにならない」と書かれていたシャツを買ったが、一度洗濯したら、ひどいしわになってしまった。

<p>(1)まず、説明書や取り扱い表示を確認します。 洋服の取り扱い表示は、どこを見ればよいでしょうか。</p>	<p>情報を確認することは、消費者のどの責任を果たすことになりますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 1つに○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連帯する責任 ・批判的意識を持つ責任 ・環境に配慮する責任
<p>(2)取り扱いに問題がなかった場合、買ったお店に、どのように連絡しますか。</p>	<p>気付いた点を連絡することは、消費者のどの責任を果たすことになりますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 1つに○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連帯する責任 ・環境に配慮する責任 ・主張し行動する責任
<p>(3)どのような内容を伝えればよいでしょうか。</p>	<p>表示と実際が違うことは、消費者のどの権利が守られないことになりますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 2つに○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全を求める権利 ・知らされる権利 ・選択する権利
<p>(4)不良品に対し、交換や返金の対応がされない場合、どこへ連絡すればよいですか。</p>	<p>不良品への対応がされないのは、消費者のどの権利が守られないことになりますか。</p> <p><input type="checkbox"/> 1つに○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全を求める権利 ・選択する権利 ・補償を受ける権利

《学習の振り返り》

- ・消費者に保障されている権利があることがわかった。
(よくわかった ・ わかった ・ まあまあ ・ わからなかった)
- ・消費者被害の拡大を防ぐには、被害を連絡したり相談したりすべきだ。
(とてもそう思う ・ そう思う ・ あまりそう思わない ・ 全く思わない)
- ・今後、情報をよく調べたり確かめたりするなど、批判的な意識を持ちたい。
(とてもそう思う ・ そう思う ・ あまりそう思わない ・ 全く思わない)

年 組 番 氏名

関連資料 消費者の「権利」と「責任」を理解しよう

国際消費者機構では、消費者には権利と同時に責任があるとして、8つの権利と5つの責任を挙げています。消費者の権利が確立するまでには、さまざまな消費者問題が発生しました。消費者が声を上げたことで行政側が新たなルールを作り、事業者も改善に応じた事例が数多くあります。

■消費者の権利と責任の重要性が示された消費者問題

①食糧メーデー「米よこせ大会」(1946)

第二次世界大戦後は深刻な食糧危機で、生活の基本的ニーズが保障される権利が守られていない状況でした。たまりかねた労働者や主婦らが、各地で配給公団に押しかけ米を要求したり、約25万人が皇居前広場に集結して米不足の現状を訴えたりしました。連帯する責任、主張し行動する責任が示されました。



②ヒ素ミルク中毒事件(1955)

西日本一帯で、体が弱って死んだり、肝臓が悪くなったりする赤ちゃんが続出しました。工場で、原乳の乳質安定剤に含まれたヒ素が粉ミルクに混入したのが原因でした。被害者数は全国で12,000人を超え、死亡者も100人を超える食品公害でした。安全を求める権利の大きさが示されました。



③水俣病の発生(1956)

熊本県水俣市では1950年代前半から、猫の死亡などの異変が相次ぎ、1956年に激しいけいれんを伴う病気の発生が確認されました。原因は工場排水に汚染された魚介類を食べて発生したメチル水銀中毒で、健全な環境を享受する権利の侵害です。

1968年、国は工場排水が水俣病の原因と認めました。認定患者は2,200人を超えます。その後も補償を受ける権利をめぐり、訴訟が続きました。



④二セ牛缶事件(1960)

「缶詰にハエが入っていたので調べてほしい」という相談があり、保健所が検査したところ、缶詰の表示は牛の絵に「ロース肉大和煮」であるものの、中身はクジラの肉でした。他の商品も調査すると、牛缶と表示しながら馬肉などを混ぜたものが大半でした。中身を知らされる権利、選びたいものを選ぶ権利が守られていませんでした。

怒った消費者から問合せが保健所等に殺到し、この事件をきっかけに、不当な表示を規制する法律が成立しました。



⑤一口サイズのこんにやく入りゼリーによる窒息死亡事故(1995)

1995年、こんにやく入りゼリーで乳幼児が死亡した事故が報告されました。昔から餅やあめ玉による窒息事故が知られていますが、当時はこんにやく入りゼリーは新商品であり、消費者に危険が知られていませんでした。2008年までに17件の死亡事故が報告され、国民生活センターは商品テストを通じて危険性を明らかにするとともに、消費者への注意を何度も呼びかけ、安全を求める権利や知らされる権利を守りました。意見を反映させる権利に基づき、事業者には容器の形の変更や、小児と高齢者に配慮した警告表示を求めました。

■事例から考えよう

花子さんは以前から欲しいと思っていた折り畳み自転車の広告を見つけ、さっそくお店に行きました。すると、店頭には自転車の実物はなく、カウンターで申し込めば自宅まで送られてくるとのことです。色は3色ありますが、どの色になるかは発送時にお店が決めるので、自分で選べません。でも、問題ないと思い申し込みました。

3日後、到着した自転車に早速乗ってみました。喜んで友だちの家に行く途中、3cmくらいの段差を下りた拍子に、自転車のハンドルがいきなり抜け落ち、転倒。ひざを5針縫うけがをしました。あくる日、自転車の販売店に相談に行くことに…。

お母さん：あんた昨日大変やったなあ。しばらく痛いだよ。

花子：もう今日は遅いけど、今から自転車もって、お店に相談に行くけん！

お母さん、お店まで車で連れてって…

*** 車 ***



お店の人：いらっしゃいませ。…あっ！先日はお買い上げありがとうございました。どうですか？自転車の調子は。

お母さん：花子、どうなったんか言いな。

花子：この自転車で友だちの家に行く途中に、段差でいきなりハンドルが抜け落ちて、転んでケガしたんです。

お店の人：…え～大丈夫ですか？おケガは。ちょっと自転車拝見させて下さい（自転車を点検する）。ハンドルを固定する位置が悪かったみたいですね。取扱説明書、ちゃんと確認してから使わないと危ないですよ。

花子：そうですか…。(取扱説明書、一応目を通したけど、もう一回確認するか。)

自宅に帰って、改めて取扱説明書と自転車を確認してみると…。

お母さん：うーん、確かに固定する場所が合えば安定するかなあ。でも微妙やなあ。

花子：取扱説明書に載っている、「真ん中くらい」って何だか適当な書き方やし、大切な情報をこんな小さい文字で書いてあるでえ、
これでええんかなあ？メーカーにはお客様相談室もないみたいやし。

お母さん：もう危ないけん、この自転車には乗られん。もっとええ自転車こうたげる。

花子：お母さん、あかんよ、消費者の責任を果たさんと！

お母さん：消費者の責任!? あなたたちは、小さい頃から、消費者教育を学んでいるんやなあ。でも言われてみれば、確かに自転車の安全性も問題あるし、取扱説明書もこれじゃあかんなあ。

花子：お母さん、明日、一緒に近所の消費生活センターに相談に行こう。

2 消費者の権利と責任

(2) 自分や家族の消費生活が環境や社会に及ぼす影響

食品ロス削減のためにできることを考えよう

めあて

1 「食品ロス」とは、食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。
あなたの普段の行動について、当てはまるものをチェックしてみよう。

- ① 食べ物は、残さず食べることを心がけている。
A いつも B ときどき C ほとんどない
- ② 食欲のないときは、最初から少な目に盛り付けてもらう。
A いつも B ときどき C ほとんどない
- ③ 消費期限が近いものがないかを確認し、期限内に食べるようにしている。
A いつも B ときどき C ほとんどない
- ④ 賞味期限が切れていても、食べられるかどうかを確認し、すぐに捨てない。
A いつも B ときどき C ほとんどない
- ⑤ すぐに食べるものを買うときには、消費期限の短いものを積極的に選ぶ。
A いつも B ときどき C ほとんどない
- ⑥ 家の冷蔵庫の整理整頓に協力している。
A いつも B ときどき C ほとんどない
- ⑦ 食材を無駄なく使い切るアイデアを知っている。
A いつも B ときどき C ほとんどない
- ⑧ できるだけ生ゴミを出さないような調理方法の工夫を知っている。
A いつも B ときどき C ほとんどない

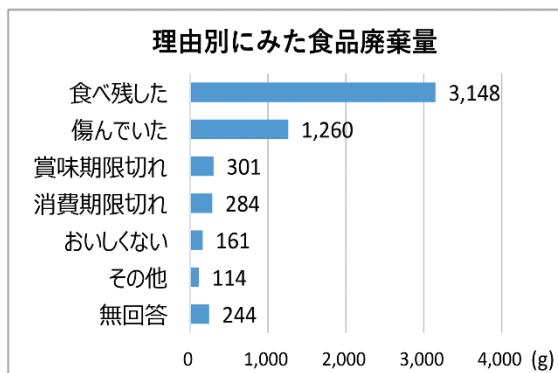
さて、あなたの食品ロス削減に向けての貢献度は？ 計算しよう

判定法 A(3点)= _____個 B(2点)= _____個 C(1点)= _____個
合計 _____ 点

合計が… 21点以上 「お見事！ 家族や友達、周りの人に広げていこう」
16点以上 「敢闘賞！ かなり貢献、あともう少し」
10点以上 「もうひと頑張り！」
それ未満 「いろんな方法を見つけて実践していこう！」

チェックの結果を見て、気付いたことや感想を書きましょう。

2 次の表は、徳島県内のモニター家庭(約100世帯)において、食品を廃棄した理由についてアンケートを行った結果です。これを参考にあなたの家庭の食品ロスについて考えよう。



「消費者庁公表資料より約100世帯4週間分の廃棄量を算出」

食品ロスを出してしまう原因(アンケート記述から)

- ・もらいものの食品であり好きでない物、調理が面倒
- ・野菜の保管が悪く食材を傷めてしまった
- ・安売りの時にまとめ買い。使いきれずに捨ててしまう
- ・冷蔵庫に何が入っているかわからず買物をした 等

約100世帯が4週間で発生した食品ロス(飲料除く)の金額

合計で 36,606 円(金額がわかったもの)

1世帯当たりに換算すると4週間で平均355.4円

調査した食品ロスについて、班の意見をまとめてみよう。**意見を記入しよう**
捨てることになりやすい食品、食べずに放ってある食品はないでしょうか。

食品ロスになりやすい食品	
食品ロスになる原因	

3 食品ロス削減のためのアドバイスを考えましょう。**班の人のアドバイスを記入しよう**

4 食品ロス削減に向けて、今日から気を付けることを書きましょう。**記入しよう**

《学習の振り返り》

- ・食品ロス削減に取り組む大切さを考えることができた。
(◎考えることができた ・ ○まあまあ考えた ・ △あまりできなかった ・ ×できなかった)
- ・食品ロスを減らすためにこれから取り組むことを考えることができた。
(◎考えることができた ・ ○まあまあ考えた ・ △あまりできなかった ・ ×できなかった)

年 組 番 氏名

関連資料

■世界の食料事情



FAO(国連食糧農業機構)は、世界では9人に1人が飢えに苦しんでおり、1分間に17人が飢餓で死亡していると報告しています。世界全体では、3人に1人は何らかの栄養不良の状態です。

栄養不良の影響は深刻です。今後、世界の人口が増加することにより、一層の食糧難に見舞われることも予測されています。

SDGsのゴール2「飢餓をゼロに」では、飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成することを目標にしています。

ゴール12「つくる責任つかう責任」では、持続可能な消費と生産のパターンを確保することを目標に、2030年までに先進国の食品ロスを半減することを定めています。

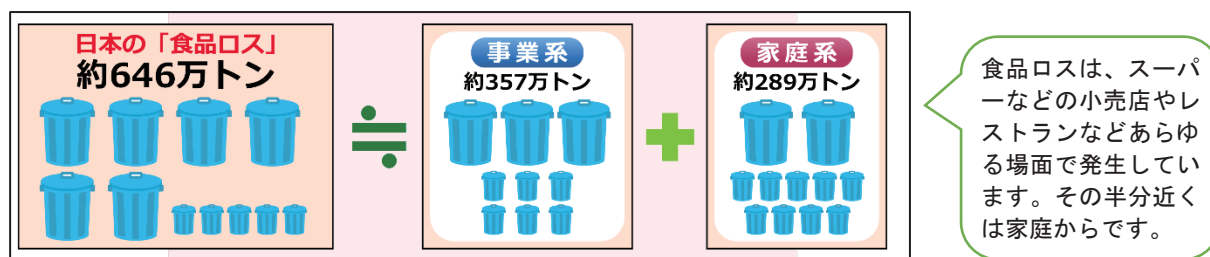


国際連合広報センターWeb サイトより

■日本の食品ロスの現状

日本の食品ロスは、年間約646万トン(平成27年度推計)で、これは、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食糧援助量(約380万トン)の1.7倍となっています。これは、日本人1人1日当たり、**お茶碗1杯分(約139g)のご飯の量**に相当します。

現在、日本では食糧自給率が先進国のなかでも最低水準の約38%(平成28年度)です。海外からの輸入が約6割を占める中で、多くの食べ物が大量廃棄されています。



■日本における食品ロス削減に向けた取組

政府では平成25年から「ろすのん」をロゴマークとして、食品ロス削減に向けた国民運動「NO-FOODLOSS PROJECT」を展開しています。

料理レシピサイト「クックパッド」には「消費者庁のキッチン」が設けられています。「パンの耳 de 簡単ピザ」などの「使い切りレシピ」や、残った麻婆豆腐を利用した「キムチチゲ風」などの「リメイクレシピ」が紹介されています。<https://cookpad.com/kitchen/10421939>



「ろすのん」(ロゴマーク)

■徳島県における食品ロス削減に向けた取組

☆消費者庁による徳島県内モニター家庭での実証

県内約100世帯の協力のもと、食品ロス削減の知識習得の効果を分析する「モニター実証実験」を実施しました。

☆「食品ロスを探せ！」食品ロス削減講座の開催

小学5・6年生を対象に、調理中に出た野菜くずや食べ残しを計量し、買いすぎない、作りすぎない、皮などを取り除きすぎないなど、食品ロス削減について実体験により学べるイベントを開催しています。



食品を計量し、実体験する様子

☆おいしい徳島！食べきり運動の展開

飲食店などにチラシを配布して広く食品ロス削減を呼びかけたり、「食品ロス削減移動パネル展」を実施しています。

☆「エコクッキングショー」「エコクッキング教室」の開催

家庭から排出される食品ロスを削減するため、日々の料理づくりの中で楽しく削減できるレシピやコツを実演により学ぶ講座を開催しています。



考案した「フードロス削減セット」

☆高校生によるフードロス削減に向けたカフェの開催

徳島県立吉野川高等学校では、徳島文理大学短期大学の教員及び学生とともに、冷蔵庫の残り物や普段の調理では捨ててしまう野菜の部分を活用した「エシカルで健康的なセットメニュー」の試食会を開催しました。

■日常生活で食品ロスを削減できるポイント

家庭の食品ロス

- 食材別に最も多いもの……野菜、調理加工品、果実類、魚介類
- 食品を食べずに廃棄する理由……鮮度の低下、腐敗、カビの発生、消費期限・賞味期限が過ぎた

①食材を買いすぎない

買物に行く前には、冷蔵庫や冷凍庫、食品棚をチェックし、買う物をリストアップします。買いすぎを防ぐことにつながります。

②必要なものだけ買う

安いからとまとめ買いや大袋で買うと使い切れないこともあります。計画的に必要な分だけ買うことで、お金や食材を無駄にせずすみずみ使えます。

③買ったものは使い切る

食材を計画的に使い切ることができる調理方法の工夫が大事です。余って食べきれない食材はフードバンクに寄附する方法もあります。

④冷蔵庫の整理整頓

冷蔵庫に保管する食材の置き場所を決め、中身が見える透明容器を活用します。探す手間が省け、買物前のチェックに役立ちます。

⑤食品の保存方法を工夫

魚や肉、野菜類の生鮮食品は、加工や下処理、冷凍など保存方法の工夫が大事です。傷みやムダが減ります。

⑥調理方法の工夫

野菜の皮や切れ端なども、調理の工夫でリメイク料理となります。食品ロス削減やゴミ減量につながります。

日常生活で食品ロスを削減できるポイントは、他にもたくさんあります。食品ロスが出てしまったら、「なぜ、これは捨てることになったのか」を考え、繰り返さないことが大切です。

食品ロス削減は、家計や地球にも大きなよい影響を与えることができます。給食を残さず食べる、嫌いなものでも食べるなど、毎日の生活で身近にできることから、「もったいない」を減らすことに取り組みしましょう。

2 消費者の権利と責任

(2) 自分や家族の消費生活が環境や社会に及ぼす影響

エシカル消費を考えよう(例:フェアトレード)

めあて

1 チョコレートを選ぶ時に、何を重視しますか。それぞれ1つに○



- 価格 (重視する ・ どちらともいえない ・ 重視しない)
- 味・好み (重視する ・ どちらともいえない ・ 重視しない)
- パッケージ (重視する ・ どちらともいえない ・ 重視しない)
- 量 (重視する ・ どちらともいえない ・ 重視しない)
- 他に重視すること:

2 チョコレートの原料であるカカオはどのように生産されているのか理解しよう。

(1) 次の写真を見て、気付いたこと、感じたことは何ですか。記入しよう



〈カカオが入った袋を頭に載せて運ぶ子供〉
写真提供/特定非営利活動法人 ACE

(2) なぜ子供が働いているのか、背景を考えてみよう。資料を見て記入しよう

3 児童労働をなくすためにできることを考えよう。

(1) クイズ: このマークは何を意味すると思いますか。1つ選ぼう



マークの名前

- ® ① 環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられるマーク
- ② 開発途上国の生産者と公正な取引が行われた商品につけられるマーク
- ③ 農薬や化学肥料などに頼らずに生産された食品につけられるマーク

答え

(2) どんなフェアトレード商品があるのか調べてみよう。話し合って記入しよう

関連資料

■エシカル消費とは ～持続可能な社会のための新たなキーワード～

人・社会・地球環境・地域に思いやりのあるお金の使い方や生き方を意味します。

エシカル (ethical) とは、「倫理的・道徳的」という英語を意味します。私たちは毎日いろいろな商品やサービスを選択・購入し、消費して生活をしています。日々の買物の中で、何かを選択するとき、価格やデザイン、味や量以外に、商品がどのように作られたかなどの背景や生産者の思い、環境や社会に及ぼす影響を考えて選択することを「エシカル消費」と言います。

■エシカル消費の具体例

- ・買物をするときに、必要なものだけ買う、長く使える商品を選ぶ
- ・買いすぎず、作りすぎず、おいしく食べきる（食品ロス削減）
- ・人や環境に配慮した商品やリサイクル製品を購入する

〈エシカル消費の手がかりとなる認証ラベル例〉

 <p>エコマーク 環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる</p>	 <p>F S C 認証マーク 適切に管理された森林の木材から作られた製品につけられる</p>	 <p>® 国際フェアトレード認証ラベル 開発途上国の生産者・労働者の生活改善と自立支援に向け、公正な取引の規準を満たす商品につけられる</p>
 <p>M S C 認証マーク 水産資源や海洋資源に配慮した持続可能な漁業で獲られた水産物につけられる</p>	 <p>G O T S 認証マーク 原料から最終製品まで環境に配慮し、社会的に責任ある製造方法で作られた商品につけられる</p>	 <p>グリーンマーク 古紙を原料に規定の割合以上、利用した製品につけられる</p>

- ・被災地の生産物を選ぶ（応援消費）
- ・障がい者が作った商品を選ぶ（障がい者の自立支援）
- ・地域で生産された商品を選ぶ（地産地消）
- ・寄附金付き商品を選ぶ（買物で社会貢献）

エシカル消費のポイントは、身近にできるところから、少しずつ取り組むことです。

■今、なぜ？エシカル消費が求められる背景

現在の大量生産・大量消費・大量廃棄の経済活動は、私たちに便利で快適な暮らしを提供しましたが、その一方で、「貧困・環境・人権」に関する問題は、世界の緊急課題となっています。

〈児童労働〉チョコレート、コーヒー、紅茶、綿製品などの原料の生産にみられます。



〈カカオの実を拾う〉 〈カカオの実をナタで割り、果肉を取り出す〉

写真提供/特定非営利活動法人 ACE

国際労働機関 (ILO) によると、全世界の児童労働者数は、約 1 億 5, 200 万人と推計されています。これは世界の子供人口 (5 歳 ~ 17 歳) のおよそ 10 人に 1 人にあたります。収入が少なく、生活が苦しいため、子供たちは学校へ行かずに働かなければなりません。

※特定非営利活動法人 ACE

インドとガーナを中心に、世界中のすべての子供の権利が守られ、希望を持って安心して暮らせる社会の実現に向けて 20 年来活動を続けている団体

〈気候変動〉地球温暖化が身近に迫っています。



ヒマラヤの氷河 (1978. 5. 30)



ヒマラヤの氷河 (2008. 10. 7)

ヒマラヤでの氷河の後退

写真提供/
名古屋大学環境
学研究科・雪氷圏
変動研究室

地球温暖化の進行

- ・ 1880-2012 年、気温 0.85℃ 上昇
- ・ 1901-2010 年、海面水位 19 cm 上昇
- ・ 毎年 1 千～1 万種の種が絶滅

今後、21世紀中に、世界の平均気温は、最大4.8℃上昇、世界の平均海面水位は、最大82cm上昇、世界の海氷の面積は、約43%減少と予測されており、このことにより、異常気象など大規模自然災害の発生頻度や規模が増大することが予想されます。

■国際的な取組

平成27年9月、「国連持続可能な開発サミット」において、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、国際社会全体が、経済・社会・環境の3つの側面から、世界の課題を解決していくことを決意し「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals、以下「SDGs」)が定められました。



国際連合広報センターWebサイトより

■徳島県の取組紹介

☆ コウノトリと育む持続可能な社会



鳴門市ではコウノトリの定着・繁殖に取り組んでいます。



コウノトリレンコン

☆ エシカル消費で子育てを応援

～NPO法人 あわ・みらい創生社の取組～



「うちの子も よその子も まちのたから」を合い言葉に、市民がエシカルシール付き商品を購入することで子育てを支援する運動を行っています。

☆ 高校生によるエシカル消費の推進

徳島県の公立高等学校では、平成29年度から高校生が主体的に、エシカル消費の普及・啓発に取り組んでいます。

◎校内にエシカルクラブを結成



のぼりの作成や文化祭での普及・啓発をはじめ、地産地消やエシカルファッションの研究、被災地支援、環境保全活動などに取り組んでいます。

◎次世代エシカルフェスを開催



全国の高校8校による取組紹介やグループワークにより交流を深めました。

巻末資料

用語	内容	該当ページ
国民生活センター	消費生活に関わる問題の調査研究、苦情処理、商品テストなどを行う国の機関(独立行政法人)。全国の消費生活センターから消費生活相談などの情報を収集し、被害の未然防止に役立てる他、HPなどで注意喚起を行う。	P3 P25
PIO-NET	全国消費生活情報ネットワークシステムのこと。国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結び、消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情相談情報の収集を行っている。	P3 P25
消費者契約法	消費者と事業者間の情報量の格差をふまえて、消費者の利益を守るための法律。消費者契約について、不当な勧誘による契約の取消と不当な契約条項の無効等を規定している。	P21
特定商取引に関する法律 (特定商取引法)	事業者による違法・悪質な勧誘行為等を防止し、消費者の利益を守ることを目的とする法律。訪問販売や通信販売等の消費者トラブルを生じやすい取引類型を対象に、事業者が守るべきルールとクーリング・オフ等の消費者を守るルール等を定めている。	P22
消費生活センター	地方公共団体が運営する消費者のための相談業務を行う機関。消費活動に対する苦情相談に対して、問題解決のための助言や各種情報の提供を行う。必要に応じて関連機関の斡旋などを行うこともある。	P30
製造物責任法 (PL法)	製造物の欠陥により、人の生命・身体または財産に損害が生じた場合の製造業者等の損害賠償責任を定めた法律。	P33
消費生活用製品安全法	消費生活用品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図るため、特定製品の製造及び販売を規制するとともに特定保守製品の適切な保守を促進し、併せて製品事故に関する情報の収集及び提供等の措置を講じ、もって一般消費者の利益を保護することを目的としている。医薬品など他に法律がある商品を除く。	P34
消費者基本法	消費者の権利の尊重・自立の支援等の基本理念を定め、国や地方公共団体及び事業者の責務を定める法律。	P41

消費者市民社会って何？

「消費者市民社会」の定義

消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであると自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会のこと

消費者一人ひとりの消費行動は、現在の社会経済情勢をはじめ、将来の世代や地球環境に影響を与えるとともに、変えていくことができる「大きな力」を秘めています。

徳島県では、誰一人取り残さない社会の形成や地球環境の保全などに配慮した思いやりのある消費行動や事業活動を県民生活に取り入れる環境づくりを積極的に推進し、消費者、事業者、行政機関等のさまざまな主体が一体となって、公正かつ持続可能な社会である消費者市民社会の構築を目指し、全国初となる「**徳島県消費者市民社会の構築に関する条例**」を制定しました。

徳島県消費者市民社会の構築に関する条例の概要

第1条(目的): 人権、地球、環境に配慮した「消費行動」、「事業活動」を推進

第2条(定義): 消費者市民社会、エシカル消費、消費者志向経営

第3条(基本理念): 消費行動や事業活動が及ぼす社会、環境等への影響を自覚

第4条(県の責務): 消費者市民社会の構築に関する施策や取組等を支援

第5条(消費者の役割): 自ら進んでエシカル消費に関する知識の修得、情報の収集等に努める

第6条(事業者の役割): 消費者志向経営に関する知識の修得及び情報の収集、情報提供に努める

第7条(関係団体の役割): 消費者市民社会の構築に関する取組を企画する

第8条(消費者市民社会推進期間): 毎年五月の第二土曜日から十五日間を徳島県消費者市民社会推進期間とする

消費者市民社会の構築に向けて、消費者が身に付けたい力

	消費者が持つ 影響力の理解	持続可能な 消費の実践	消費者の参画・協働
	自らの消費が環境・経済・社会・文化などの分野において他者に影響を及ぼしうることを理解し適切なサービスを選択できる	持続可能な社会の必要性に気づき、その実現に向けて多くの人々と協力して取り組むことができる	消費者が相互に個々の消費者の特性や多様性を尊重しつつ、主体的に社会参画することの重要性を理解し、他者と協働して消費生活に関する諸課題の解決のために行動できる
幼児期	おつかいや買い物に関心を持とう	身の回りの物を大切にしよう	協力することの大切さを知ろう
小学生	消費をめぐる物と金銭の流れを考えよう	自分の生活と身近な環境とのかかわりに気づき、物の使い方などを工夫しよう	身近な消費者問題に目を向けよう
中学生	消費者の行動が環境や経済に与える影響を考えよう	消費生活が環境に与える影響を考え、環境に配慮した生活を実践しよう	身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成について考えよう
高校生	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済や社会に与える影響を考えよう	持続可能な社会を目指して、ライフスタイルを考えよう	身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成に協働して取り組むことの重要性を理解しよう

「消費者教育の体系イメージマップ～消費者カステップアップのために～」より抜粋

楽しく学ぼう！“あわっ子”消費者教育
未来を創る自立した消費者になるために

—中学校技術・家庭(家庭分野)編—

平成31年3月

発行 徳島県危機管理部消費者くらし安全局消費者くらし政策課
〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
TEL 088-621-2175 FAX 088-621-2979